

鹿児島県 文化芸術推進基本計画

令和3年3月
鹿児島県

はじめに

鹿児島県は、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土と多くの離島を有し、温暖な気候や豊かな自然に恵まれています。

また、アジアをはじめ海外との長い交流の歴史を有し、いわゆる大和文化圏と琉球文化圏との接点でもありました。

さらに、郷土の先人達は幕末期以降、積極的に西洋文化を取り入れることに情熱を注ぎ、我が国の文化芸術の発展にも大きく貢献してきました。

これらを背景に、本県では各地において多彩な文化芸術が育まれ、多様な地域、コミュニティが形成されて人々にその地域に生きる誇りを醸成するとともに、本県の大きな魅力となっています。

現在、我が国は本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済のグローバル化、地域間競争の激化、技術革新の急速な進展、新型コロナウイルスの感染拡大など、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。

このような中、県内それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りながらその振興を図るとともに、文化芸術を本県の重要な地域資源として最大限活用し、地域に根ざした様々な取組を実施することが重要です。

本県においては、国の法律改正等を踏まえ、令和2年3月に「鹿児島県文化芸術の振興に関する条例」を改正し、同条例に基づいて、このたび、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るための「鹿児島県文化芸術推進基本計画」を策定いたしました。

今後、この条例や計画に基づいて、文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実、地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用など、文化の薫り高いふるさとかごしまの形成に向けた取組を推進してまいりますので、皆様には御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たり御尽力いただきました県文化芸術振興審議会の皆様や、貴重な御意見・御提言をいただきました県民の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

鹿児島県知事 塩田 康一

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 対象とする文化芸術の範囲	2

第2章 文化芸術を取り巻く状況

1 社会情勢の変化	3
2 国や県の動き	8
3 鹿児島県の現状と課題	14

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	27
2 目指すべき姿	29

第4章 施策の展開

1 施策体系	30
2 施策の展開	31
(1) 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実	31
① 文化芸術の創造活動の促進	31
② 鑑賞機会の充実	32
③ 障害者の文化芸術活動の促進	32
④ 高齢者の文化芸術活動の促進	33
⑤ 子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進	33
⑥ 文化施設の充実や地域における活動の場の充実	34
⑦ 文化の基盤となる言葉の理解と尊重	35
(2) 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用	36
① 地域文化の発掘と保存及び公開等	36
② 伝統文化の継承	36
③ 観光振興、地域づくりへの活用	37
(3) 文化芸術に係る人材の育成	39
① 講習会、ワークショップの開催など研修の場の提供	39
② アーティストバンクの充実と活用	39
③ 文化ボランティアの育成	40
④ 文化芸術振興のための顕彰の促進	40
(4) 文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信	41
① 文化芸術を通じた国内外との交流促進	41
② 文化芸術に関する情報の整備・発信	42

第5章 計画の推進体制等

1 推進体制	43
2 進行管理（検証・評価）	43
3 指標・目標値	43

巻末 参考資料

1 鹿児島県文化芸術の振興に関する条例	44
2 文化芸術の振興に関するアンケート調査結果の概要	50

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

県では、平成17年3月に、文化芸術の振興について、今後継続的に取り組んでいく県の姿勢や、県民、県、市町村、民間団体などが連携して文化芸術の振興に取り組むための基本的な考え方を示す「鹿児島県文化芸術の振興に関する条例」（平成17年鹿児島県条例第24号。以下「条例」という。）を制定しました。

また、平成18年3月には、条例に基づき、長期的な展望に立って、本県の文化芸術振興に関する施策の方向を示す鹿児島県文化芸術振興指針を策定し、文化芸術振興のための様々な施策を総合的に推進してきました。

我が国は、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済のグローバル化や技術革新の急速な展開など、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。

国においては、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むことなどを目的として、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）を改正し、法律の名称も「文化芸術基本法」に改めました。

また、改正後の同法において、地方公共団体における「地方文化芸術推進基本計画」策定の努力義務の規定が新たに設けられました。

このような文化芸術を取り巻く環境の変化等を踏まえ、県では、令和2年3月に、条例を改正し、文化芸術の振興に当たって、観光、まちづくりその他の関連分野における施策との有機的な連携に配慮することや、文化芸術振興指針に代え、文化芸術推進基本計画を策定することを定めました。この計画は、改正後の条例に基づき、文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 基本的な考え方

この計画は、条例第4条に基づく文化芸術推進基本計画として策定します。

(2) 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画としての位置付け

本計画は、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画としての位置付けも有します。

(3) 障害者文化芸術活動推進法に基づく地方公共団体計画としての位置付け

本計画は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号。以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）第8条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付けも有します。

3 計画の期間

本計画の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 対象とする文化芸術の範囲

本計画での文化芸術とは、文化芸術基本法に定める分野に加え、自然との関わりや、歴史・風土の中で培われた鹿児島県内各地の独自の文化をも対象とします。

文化芸術基本法に定める「文化芸術」の分野

分野	例 示 等
芸術	文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画，漫画，アニメーション及びコンピューターその他の電子機能等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽，能楽，文学，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（伝統芸能除く）
生活文化	茶道，華道，書道，食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁，将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びに保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演，展示，芸術祭等への支援，地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

第2章 文化芸術を取り巻く状況

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国は、未婚率の上昇などにより、合計特殊出生率が、人口維持に必要な水準（人口置換水準）を40年間下回り続け、2015年（平成27年）国勢調査においては、同調査開始以来初めて人口が減少に転じる人口減少社会が到来しました。

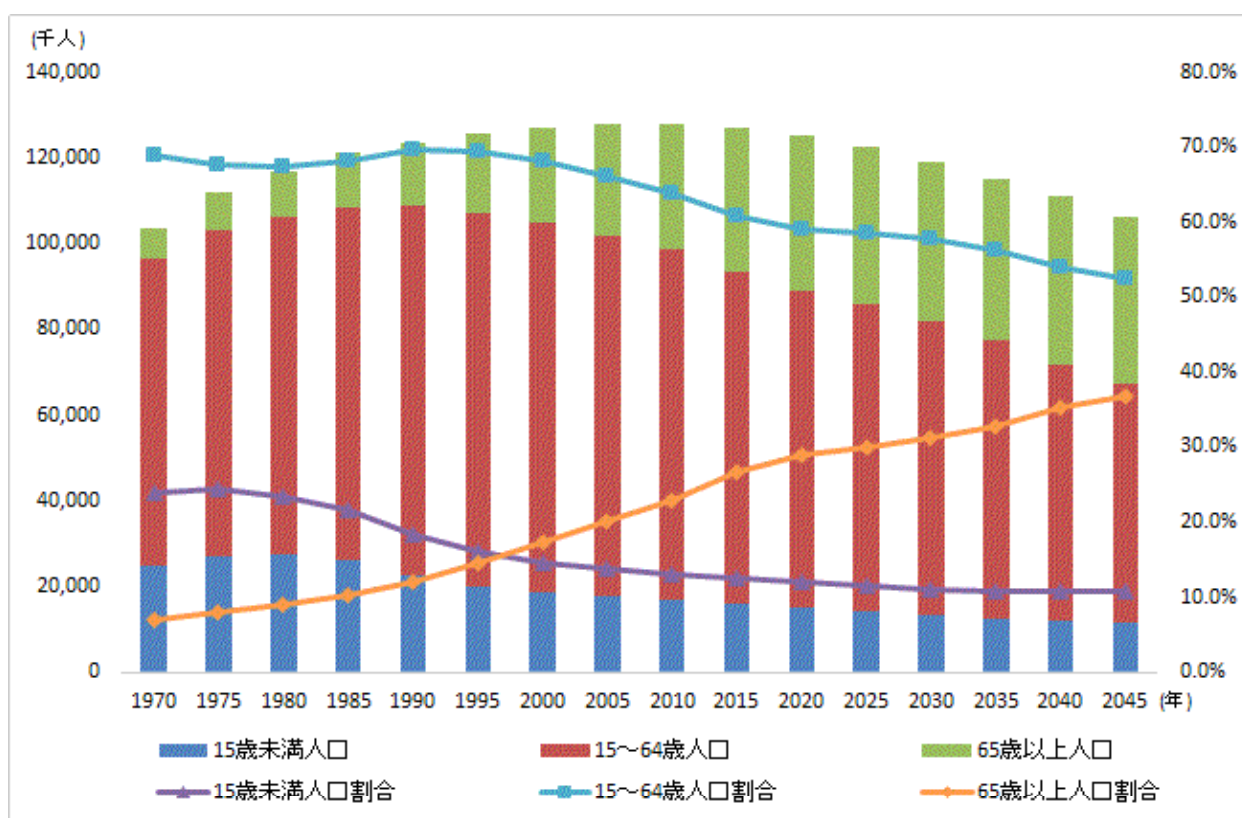
本県においては、1955年（昭和30年）をピークに人口減少の局面に突入しましたが、その後も若い世代の県外流出が著しく、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、本県の人口は、2015年（平成27年）の164.8万人が10年後には12.6万人（7.6%）減の152.2万人となることが推測されています。

また、65歳以上（高齢者）の人口の総人口に占める割合（高齢化率）は、本県では2015年（平成27年）の29.4パーセントが10年後には34.4パーセントになることが推測されています。この場合、本県の10年後における高齢者1人に対する15～64歳（生産年齢）の人の比率は1.6人となります。

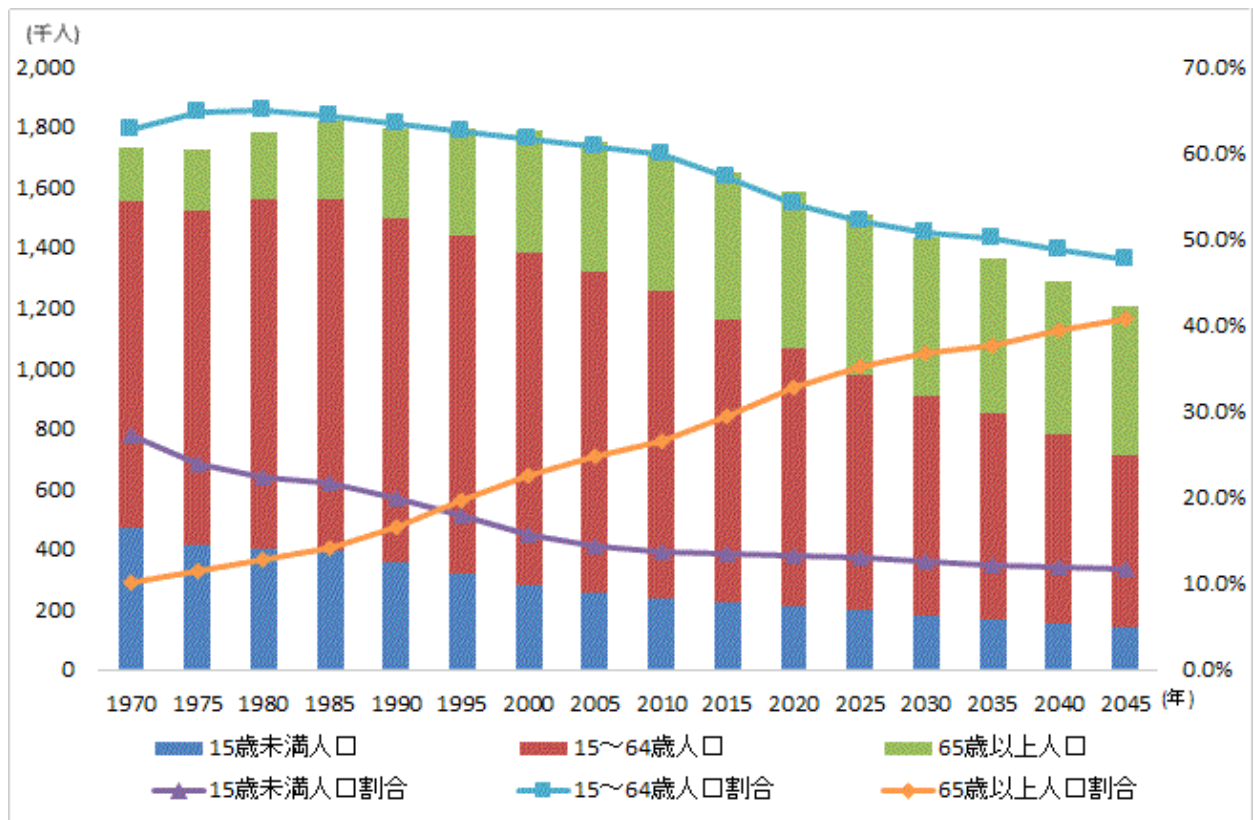
このような人口減少や少子高齢化の著しい進行により、地域コミュニティの衰退と文化の担い手不足が指摘されています。

人口の推移（国）



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

人口の推移（県）



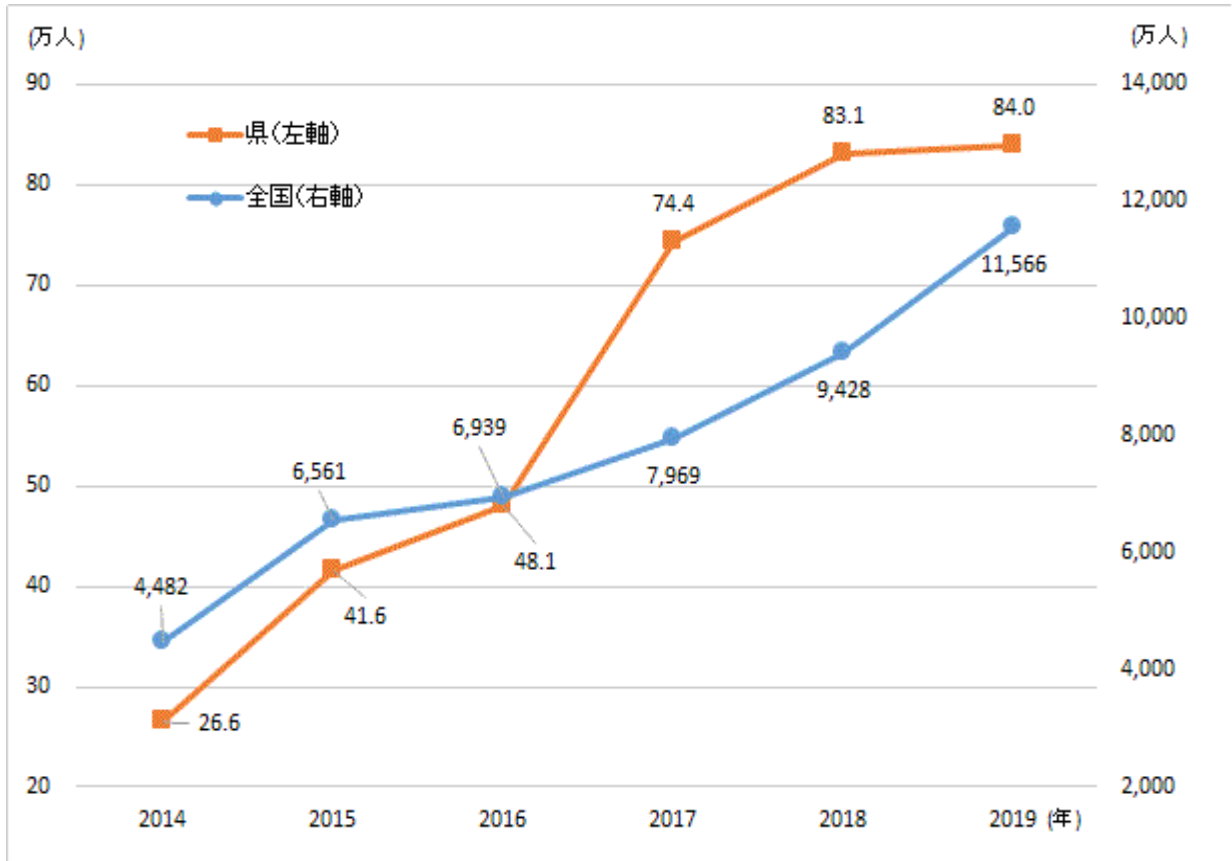
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

(2) 社会のグローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

このようなグローバル競争の中でいかに新たな付加価値を創出し、差別化を実現していくかが我が国の産業競争力を決定づける重要な要素となっています。文化を生かした新しいビジネスモデルやイノベーションの創出、自由で創造的な発想に溢れた人づくりなど、我が国の産業競争力の強化という観点からも文化の重要性は増しています。

外国人宿泊者数の推移（国，県）



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

(3) 高度情報化・技術革新の進展

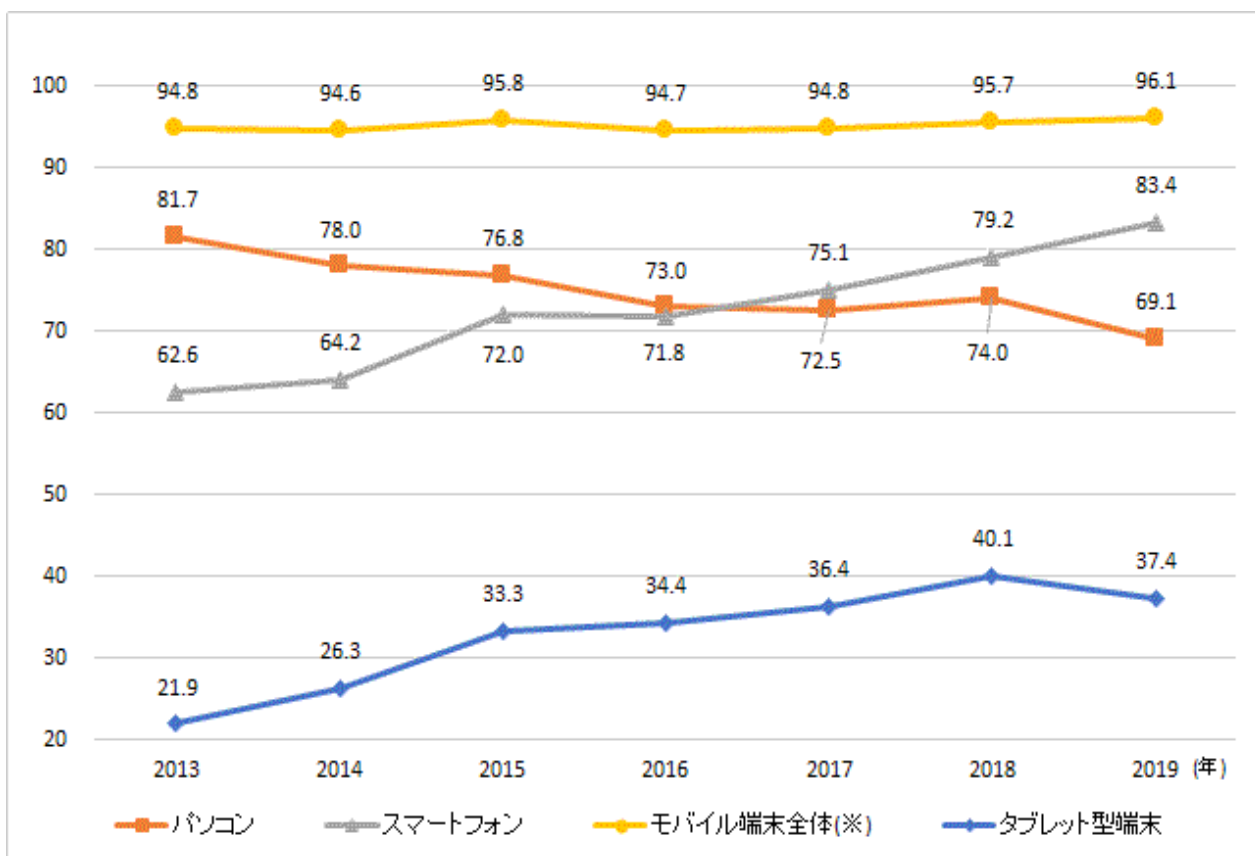
我が国の2016年（平成28年）におけるスマートフォンの世帯保有率は7割を超え、国民の社会生活に浸透してきており、誰でも手軽で迅速に双方向で情報を受発信することができる「ソーシャルメディア」が社会生活の基盤となりつつあります。

このことは、個人から国内外への広範な情報発信を可能とし、一人一人を「メディア」として捉える情報戦略の必要性を高めています。

また、第5世代移動通信システム（5G）の実用化やビッグデータの活用、家電、自動車といった多様なモノがインターネットへつながるモノのインターネット（IoT）や、人工知能（AI）などの技術革新は、予測困難なスピードで進展し、私たちの生活形態や企業等の経済活動に大きな変容を生じさせることが予想されます。

このような革新的技術は、生活の利便性や経済活動における生産性の向上等に寄与することから、これらに対応できる人材育成を図りながら、積極的・効果的に活用することが望まれます。

情報通信機器の保有状況の推移（国）



※携帯電話・PHS及びスマートフォン

資料：総務省「令和元年通信利用動向調査」

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

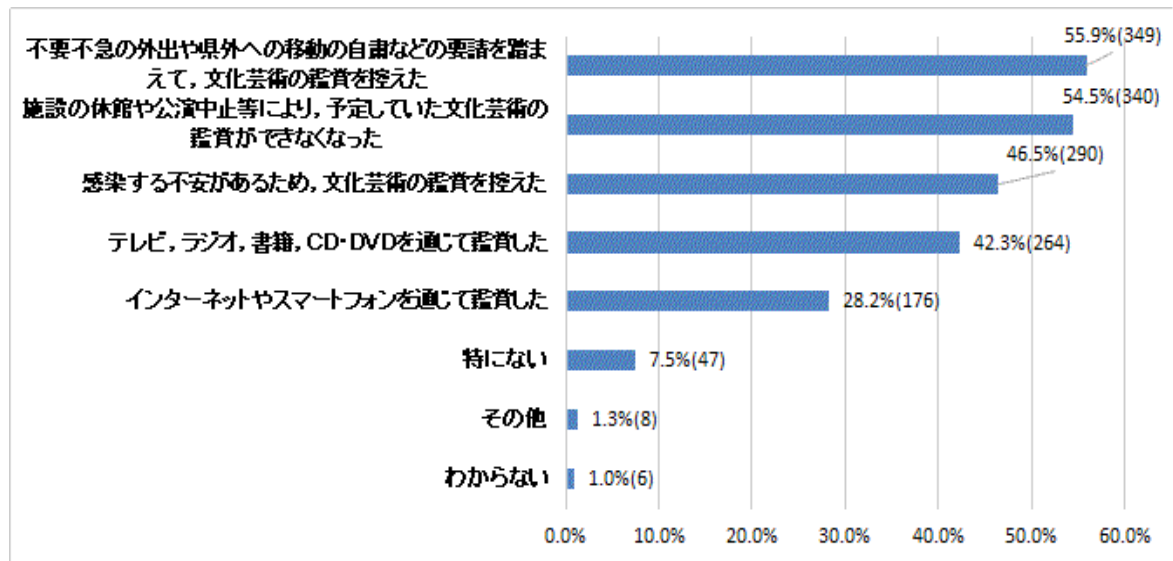
新型コロナウイルスの感染拡大により、世界全体で経済活動が縮小しており、我が国経済にも甚大な影響を及ぼしています。

文化関係分野においても、感染リスクがあることを勘案し、様々な文化イベントが中止、延期又は規模縮小されるなど、個人・各団体の経営に関して大変厳しい状況にあります。

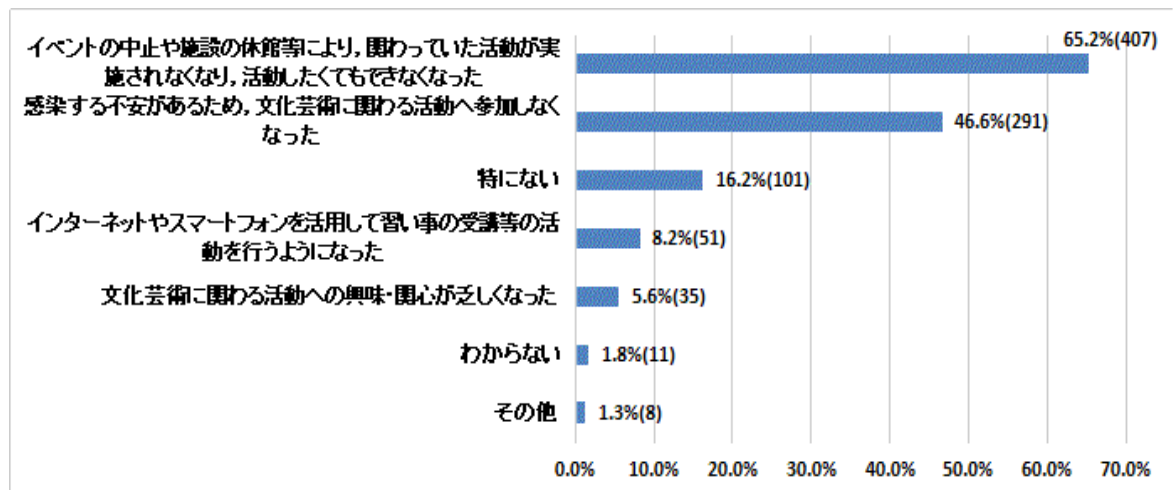
新型コロナウイルス感染症は、今後も感染拡大のリスクが存在するため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていかなければなりません。

【参考】「県文化芸術の振興に関するアンケート調査結果（抜粋）」

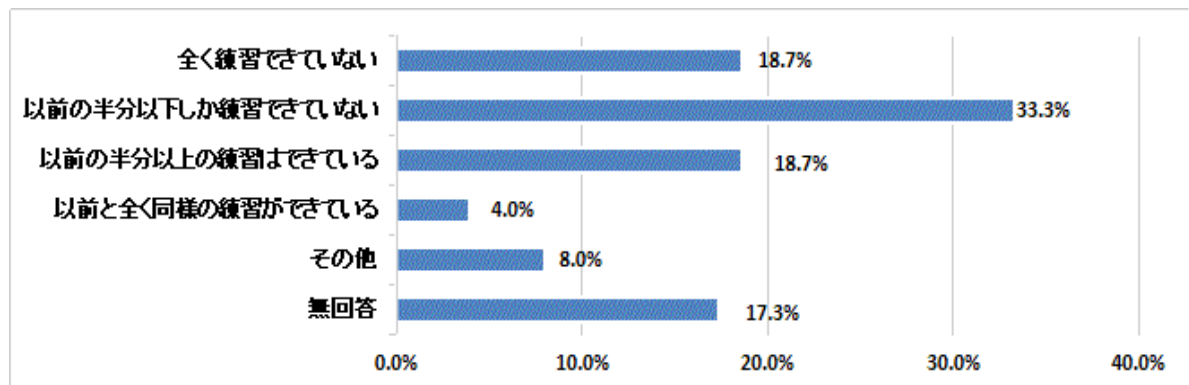
問 あなたの文化芸術の鑑賞活動において、新型コロナウイルス感染症がどのような影響を与えていますか。



問 あなたの文化芸術に関わる活動（鑑賞以外）において、新型コロナウイルス感染症がどのような影響を与えていますか。



問 現在（令和2年7月時点）の練習に新型コロナウイルス感染症がどのような影響を与えていますか。



資料：県文化スポーツ局

2 国や県の動き

(1) 国の動き

① 文化芸術基本法の改正

文化芸術振興基本法が平成13年に成立してから16年が経過し、この間、少子高齢化の進行やグローバル化の進展など社会状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開が求められるとともに、令和3年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信し、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していくため、平成29年6月に文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法として公布・施行されました。

今般の改正では、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に繋げていくことの重要性が明記されました。

この改正の趣旨にのっとり、文化芸術基本法第7条に基づいて平成30年3月に「文化芸術推進基本計画（第1期）」が閣議決定されました。これにより、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や、今後5年間（平成30年度～令和4年度）の文化芸術施策の基本的な方向性が示されました。

また、この改正により、地方公共団体においては「文化芸術推進基本計画」を参酌し、「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとされました。

② 障害者文化芸術活動推進法の施行

近年、障害福祉分野と文化芸術分野の双方から障害者による文化芸術活動の機運が高まり、障害者による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした障害者文化芸術活動推進法が、平成30年6月に公布・施行されました。

法律には、障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術価値が高い作品創造への支援の強化、文化芸術活動を通じた交流等の促進などが基本理念として掲げられており、地方公共団体においても、障害者の文化芸術活動を推進するため、地域の特性に応じた施策の実施が求められています。

③ 文化財保護法の改正

過疎化や少子高齢化等による文化財の担い手不足の問題があり，地域主体の文化財の掘り起こしやまちづくりへの活用機運が高まりを見せています。

これを受けて，これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ，文化財の継承の担い手を確保し，地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的として，平成30年6月に，文化財保護法（昭和25年法律第214号）が一部改正され，平成31年4月に施行されました。

法の改正を受けて，本県においては，基本的な方向性を明確にした「文化財保存活用大綱」を策定し，文化財の次世代への継承や，まちづくりや地域振興への活用を図ることとしています。

④ 文化観光推進法の施行

文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ，これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として，令和2年5月に，文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）が施行されました。

法の制定を受けて，文化施設がこれまで連携が進んでこなかった地域の観光関係事業者等と連携することによって，来訪者が学びを深められるよう，歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行うとともに，来訪者が興味・関心を持つような，積極的な情報発信や，交通アクセスの向上，多言語・Wi-Fi・キャッシュレスの整備を行うなど文化施設そのものの機能強化や，地域一体となった取組をさらに進めていくことが必要となります。

(2) 県の動き

① 国民文化祭（2015かごしま国文祭）の開催

平成27年10月31日（土）から9日間の日程で開催された「第30回国民文化祭・かごしま2015」は、奄美や種子島など、離島をも本格的な開催会場として、南北約600kmにわたる広大な県土を舞台に、155もの多彩なイベントを展開し、各会場とも県内外からの大勢の出演者や観客で賑わいました。

大会には、約5万1千人の出演者をはじめ、県内外の観客などを含め延べ約163万人の参加者があり、おもてなしの心にあふれた鹿児島ならではの、県民総参加の大会を実現することができました。また、個性ある歴史や食の宝庫である鹿児島を象徴した食文化、離島の魅力など「本物。鹿児島県」の多彩な魅力を全国に情報発信するとともに、県民が文化芸術のすばらしさを再認識し、今後の鹿児島の文化の更なる飛躍への契機となりました。

国民文化祭・かごしま2015実施状況

参加者数（延べ数）

（単位：人）

区分	観客数	スタッフ数	ボランティア数	※出演者数	合計
主催事業(111)	941,984	11,776	5,538	42,904	1,002,202
チェスト行け！提案事業(44)	149,752	3,186	519	7,639	161,096
上記以外の事業(29)(注)	471,087	—	—	—	471,087
合計(184)	1,562,823	14,962	6,057	50,543	1,634,385

※上記以外の事業：国民文化祭期間中に県内で開催された応援事業・協賛事業等

※出演者数の内訳

（単位：人）

区分	出演者数	県内	県外	海外
主催事業(111)	42,904	32,241	10,419	244
チェスト行け！提案事業(44)	7,639	6,682	886	71
合計(155)	50,543	38,923	11,305	315

資料：県文化スポーツ局

② 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の登録

平成27年（2015年）7月に、ユネスコの世界遺産リストに、旧集成館機械工場（現在の尚古集成館本館：鹿児島市）などを含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が登録されました。

登録された遺産は、山口・鹿児島・静岡・岩手・佐賀・長崎・福岡・熊本の8県に点在しています。

これらの遺産は、西洋から非西洋世界への技術移転と日本の伝統文化を融合させ、1850年代から1910年（幕末から明治時代）までに急速な発展をとげた炭鉱、鉄鋼業、造船業に関する文化遺産であることが認められ、稼働遺産を含む世界遺産は日本では初めてとなりました。

産業国家日本の礎を築いた先人たちの偉業が改めて評価されたものであり、世界の人々にとっても価値のあるこの遺産群を、関係地域と一体となって次の世代に継承し、地域の発展に生かしていかなければなりません。

構成遺産の紹介

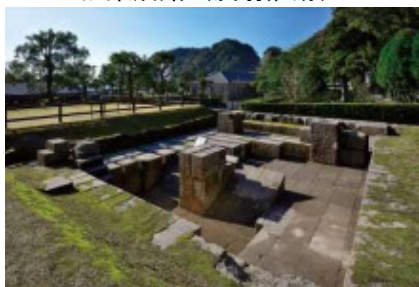
エリア	構成資産	エリア	構成資産
萩 (山口県)	1 萩反射炉 2 恵美須ヶ鼻造船所跡 3 大板山たたら製鉄遺跡 4 萩城下町 5 松下村塾	長崎	12 小菅修船場跡 13 三菱長崎造船所第三船渠 14 三菱長崎造船所ジャイアント・カチハークレーン 15 三菱長崎造船所旧木型場 16 三菱長崎造船所占勝閣 17 高島炭坑 18 端島炭坑 19 旧グラバー住宅
鹿児島	6 旧集成館 7 寺山炭窯跡 8 関吉の疎水溝		20 三池炭鉱・三池港 21 三角西港
萩山 (静岡県)	9 萩山反射炉	三池 (福岡県・熊本県)	
釜石 (岩手県)	10 橋野鉄鉱山	八幡 (福岡県)	22 官営八幡製鐵所 23 遠賀川水源地ポンプ室
佐賀	11 三重津海軍所跡	8エリア，11サイト，23資産で構成	

資料：県文化スポーツ局

旧鹿児島紡績所技師館



旧集成館（反射炉跡）



旧集成館機械工場



③ 日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」の認定

本県では、鹿児島県、鹿児島市、出水市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、始良市の1県9市を構成自治体とする「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」が令和元年5月、日本遺産に認定されました。

江戸時代、薩摩藩は、外敵からの攻撃に備え、本城である鹿児島城を中心とし、県内各地に外城（とじょう）を配置し、武士団を住まわせていました。これは外城制度（とじょうせいど）と呼ばれ、薩摩藩独自の体制でした。現在、鹿児島市の鹿児島城跡を中心に、外城の中心地である麓（ふもと）と呼ばれる武家屋敷群が、県内各地に数多く残されています。

これらの魅力ある有形・無形の様々な文化財を総合的に活用し、情報発信を行うことなどにより、地域活性化を図る必要があります。

構成文化財の紹介

- | | |
|--------------------|----------------|
| ○鹿児島市（鹿児島城跡、喜入旧麓） | ○出水市（出水麓） |
| ○薩摩川内市（入来麓、里麓、手打麓） | ○いちき串木野市（串木野麓） |
| ○始良市（蒲生麓） | ○南九州市（知覧麓） |
| ○南さつま市（加世田麓） | ○垂水市（垂水麓） |
| ○志布志市（志布志麓） | |



資料：県教育庁

④ 県民の日の制定

本県では、明治150周年を記念し、平成30年12月に「県民の日」（7月14日）を制定しました。

これは、鹿児島県が誕生した明治4年の廃藩置県布告日が7月14日であったことに由来しています。

県民の皆様が、郷土の歴史や文化を見つめ直し、郷土に対する理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育むことにより、自信と誇りを持って、より豊かな鹿児島県を築き上げることを期する日となるよう、県施設等の無料開放など様々な関連事業を実施しています。

県民の日には、下記の県有施設
（常設展示）が無料で楽しめます。



「県民の日」シンボルマーク

- ◇ 歴史・美術センター黎明館
- ◇ 県立博物館プラネタリウム
- ◇ フラワーパークかごしま
- ◇ 霧島アートの森
- ◇ 上野原縄文の森
- ◇ 屋久島環境文化村センター
- ◇ 奄美パーク

⑤ 御楼門の整備

明治6年（1873年）の火災で焼失していた鹿児島（鶴丸）城御楼門を復元するため、県と民間の鶴丸城御楼門復元実行委員会で構成する「鶴丸城御楼門建設協議会」が鹿児島市の協力も得て、平成27年から官民一体となって取組を進め、多くの方々の御理解と御支援のもと、令和2年3月、147年ぶりにその姿がよみがえりました。

今後は、鹿児島の新しいシンボル（観光拠点）として、文化施設等が集積する歴史・文化ゾーンの充実や回遊性の向上による交流人口の拡大に寄与するものと考えています。



夜間ライトアップされた鶴丸城御楼門

3 鹿児島県の現状と課題

(1) 霧島国際音楽祭の開催

昭和55年、故ゲルハルト・ボッセ氏と鹿児島の教育者によって始められた霧島国際音楽祭は、これまで41回を数え、アジアを代表する国際性に富んだ音楽祭として高い評価を得ています。

離島を含む県内各地で多彩なコンサートやワークショップ等を実施し、延べ参加者数は36万人を超えるなど、地域の音楽文化の振興に大きな役割を担ってきています。

霧島国際音楽祭の参加者数の推移

(単位：人)

区分	第36回 2015年度	第37回 2016年度	第38回 2017年度	第39回 2018年度	第40回 2019年度	第41回 2020年度
観客数	17,739	17,456	14,058	15,070	18,491	10,029
受講者数	156	158	166	174	158	60
聴講数	344	283	324	322	347	241
合計	18,239	17,897	14,548	15,566	18,996	10,330

※ 第41回については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より規模を縮小して開催。また、座席数を収容人数の50%に制限した。

※ 第41回の観客数には、オンライン視聴者数6,955人（R3.1.25現在）を含む。

資料：県文化スポーツ局

(2) 海外との文化芸術交流の状況

海外の文化芸術団体等の文化交流を促進し、国際性豊かな感性をそなえた県民の育成や特色ある郷土文化の発展に資するため、香港、シンガポール、全羅北道（韓国）との合意事項に基づき、文化芸術団体を相互に派遣（受入）しています。

また、中国随一の総合大学である清華大学とのMOU（包括協定）に基づき、美術学院生等と、本県の文化芸術に携わる方々や学生等を相互に派遣（受入）し、視察や意見交換等を行い、相互の芸術理解を深めています。

最近の海外との文化芸術交流の状況

	派遣・ 受入	年度	団体名（人数）	交流活動内容
香港	派遣	H30	鹿児島大学学友会吹奏楽団（19名）	・ユース・ミュージック・マラソンへの出演 ・香港ユース・シンフォニック・バンドとの音楽交流
	受入	H28	Diocesan Girls' School Concert Band（33名）	・鹿児島県吹奏楽フェスティバルに出演 ・鹿児島情報高等学校において交流
全羅北道（韓国）	派遣	H29	鹿児島高等学校和太鼓同好会「樹人太鼓」（24名）	・全州世界ソリ祝祭への出演 ・全州芸術中学校において、公演及び交流
シンガポール	派遣	R1	鹿児島国際大学よさこい部「創生児」（16名）	・旧正月に開催される「チンゲイパレード」において、踊りを披露
	受入	H29	Braddell Heights Symphony Orchestra（25名）	・県民文化フェスタかごしまinかごしま2017への出演 ・れいめい高等学校において、公演及び交流
清華大学（中国）	受入	R1	清華大学美術学院李正安（リー・ジョンアン）教授等（12名）	・県庁表敬訪問 ・黎明館での日本と中国との作品展 ・県美術協会との意見交換・交流 ・鹿児島大学・鹿児島高等学校の生徒との意見交換・交流 ・県内の美術関係施設等の視察
	派遣	H30	県内の芸術に携わる方々（制作者）や大学生等（6名）	・清華大学美術学院副院長表敬訪問 ・美術制作室等の視察 ・清華大学内展示室等での作品展・技術体験（蒔絵、大島紬小物） ・教授等との意見交換

資料：県文化スポーツ局

(3) 国・県及び市町村指定文化財の状況

県内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。

本県には、全国第1位の数誇る国の特別天然記念物などの豊かな自然をはじめ、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。

国・県及び市町村指定文化財一覧

令和3年3月1日現在(市町村は令和2年4月1日現在)

種 別	国		県		小 計		市町村	総計	
有形文化財	40	①	113		153	①	681	834	①
無形文化財	0		3		3		6	9	
民俗文化財	11		92		103		599	702	
記 念 物	84	⑦	102		186	⑦	876	1,062	⑦
伝統的建造物群保存地区	4		制度なし		4		※4	4	
選定保存技術	0		制度なし		0		制度なし	0	
文化的景観	0		制度なし		0		制度なし	0	
合 計	139	⑧	310		449	⑧	2,162	2,611	⑧

※○内の数は、国宝、特別天然記念物数

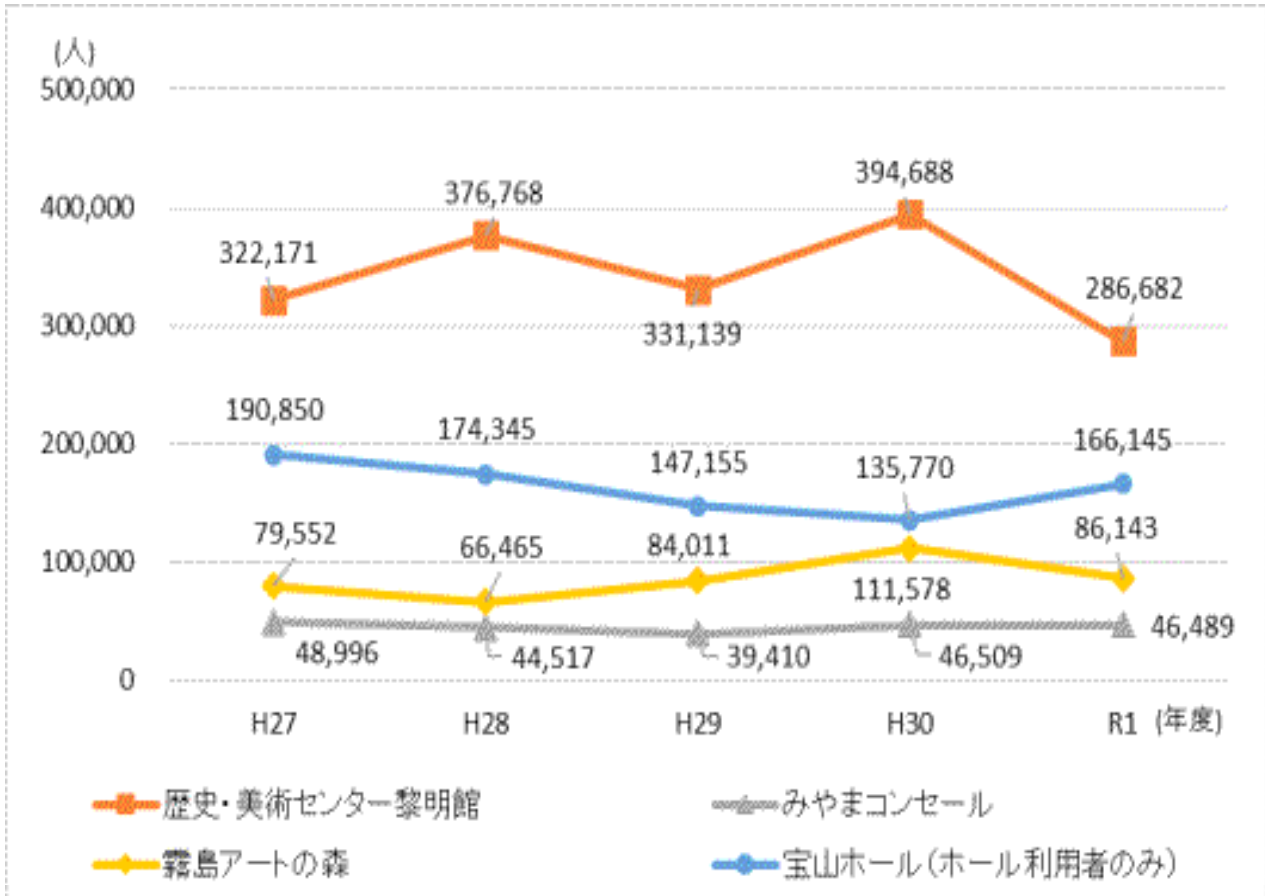
※伝統的建造物群保存地区は、市と国の選定地区が重複するため、合計件数は4件とする。

資料：県教育庁

(4) 県立文化施設の利用者の状況

歴史・美術センター黎明館をはじめとする県立文化施設（４施設）の総利用者数は、令和元年度は、約58万人となっており、大河ドラマ「西郷どん」の反動や新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少しています。

県立文化施設の入館者数の推移



資料：県文化スポーツ局

(5) 障害者の文化芸術活動の参加状況

障害者の芸術及び文化活動への参加を促すため、県立文化施設においては、施設のバリアフリー化や、常設展入館料の免除や利用料金の減免を行うなど、障害者が文化・芸術に親しみやすい環境整備に努めています。

また、障害者の自立と社会参加を促進するため、手芸や陶芸などの文化教室を開催しています。

障害者自立交流センター：文化教室、友愛フェスティバル参加者数

(単位：人)

	教室名	受講・参加者数				
		H27	H28	H29	H30	R1
文化教室	手芸、陶芸、フラワーアレンジメント、美文字、絵手紙等	426	456	481	323	483
友愛フェスティバル	県精神障害者文化・創作活動振興事業（親睦交流会、体験発表、作品展示等）	550	600	550	500	500

資料：県くらし保健福祉部

(6) 高齢者の文化芸術活動の参加状況

高齢者が長年の経験の中で培った知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう市町村等と連携した取組を行っています。

また、県立文化施設においては、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進するため、高齢者の積極的な来館を促す取組を行っています。

シルバー文化作品展作品数及びかごしまシニアお出かけ事業利用者数

(単位：点、人)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
シルバー文化作品展作品数	278	270	292	275	264
かごしまシニアお出かけ事業利用者数	※ H29から事業開始		14,857	18,083	19,775

資料：県くらし保健福祉部

(7) 子どもの文化芸術活動の参加状況

学校においては、地域の特色を生かした様々な文化や芸術に関する教育活動が行われており、学校は子どもたちにとって文化や芸術を学び、親しむことに欠かせない環境となっています。子どもたちが、等しく優れた文化芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の確保に努める必要があります。

また、県内には、「郷中教育」や「日新公いろは歌」に代表される地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。

文化庁事業「文化芸術による子供育成総合事業」鑑賞者数

年度	県内公演数		県内鑑賞者数
H27	54公演	17市町	14,712人
H28	54公演	23市町	16,375人
H29	62公演	17市町	22,273人
H30	56公演	21市町	23,024人
R1	50公演	24市町村	18,907人

※標記「文化芸術による子供育成総合事業」は、県内の児童・生徒に優れた舞台芸術（例：オーケストラ、演劇、合唱など）を鑑賞する機会を提供するもの

資料：県文化スポーツ局

県事業「青少年のための芸術鑑賞事業」鑑賞者数

年度	県内公演数		県内鑑賞者数
H27	14公演	12市町	4,158人
H28	15公演	14市町村	5,075人
H29	15公演	11市町	4,615人
H30	9公演	9市町	3,194人
R1	9公演	7市	2,510人

※標記「青少年のための芸術鑑賞事業」は、県内の児童・生徒に優れた舞台芸術（器楽、声楽、邦楽、バレエ、日本舞踊の5種目）を鑑賞する機会を提供するもの

資料：県文化スポーツ局

子どもの入館料等無料化事業利用者数（高校生以下）

区 分	(単位：人)	
	H30	R1
子どもの入館料等無料化事業利用者数（高校生以下）	11,013	11,549

資料：県男女共同参画局

(8) 地域の新たな観光資源としての活用

価値観の多様化や個人のライフスタイルの変化とともに、本物志向の観光、地域の生活・文化に触れる体験型観光や、自然環境等への理解を深め、その保全について学ぶ観光など、観光の形態や目的はますます多様化しています。

今後、更なる人口減少が進むことが見込まれる中で、多様な観光ニーズに対応した着地型旅行商品などの観光メニューの拡充、新たな地域資源としての文化・芸術の活用など、地域の主体的な取組を強化していく必要があります。

鹿児島県の地域特性

項目	単位	全国	鹿児島県	順位	備考
総面積	平方キロメートル	377,972	9,187	10	平成30年10月1日
離島数（注1）	島	308	26	4	2017年離島統計年報
温泉源泉数	本	27,201	2,764	2	平成29年3月31日
博物館数（注2）	施設	5,738	119	19	平成30年度社会教育調査
うち歴史博物館	施設	3,328	78	15	
うち美術博物館	施設	1,069	13	30	

（注1）離島数は、離島関係特別法が適用される有人の離島数である。

（注2）博物館数は、博物館法に基づく博物館、博物館相当施設及び博物館相当施設と同等以上の規模の施設の合計である。

資料：文部科学省「社会教育調査」、県PR・観光戦略部「観光振興基本方針」

(9) 県民の文化活動等の状況

県では、文化芸術に関する県民の意識を把握するため、令和2年7月から11月にかけて、県政モニターや大学生、県内文化芸術団体及びその会員向けに「文化芸術の振興に関するアンケート調査」を行いました。その主な結果については、以下のとおりとなっています。

① 文化芸術に関する直接鑑賞、活動状況及び文化的環境の満足割合

過去1年間に自宅以外で文化芸術を直接鑑賞したことがある者の割合は、県政モニターでは、85.8%と、全国平均を大きく上回っており、過去1年間に自分で作品を創作したり、習いごとをするなど、文化芸術に関わる活動をしたことがある者の割合も、53.2%と同じく全国を大きく上回っています。

また、文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や伝統的な町並みの保存など、地域での文化的な環境に満足している者の割合は、40.4%（満足：7.1%＋どちらかと言えば満足：33.3%）と、全国平均をやや上回る結果となっています。

過去1年間の直接鑑賞、活動者、満足度の割合比較（全国、県）

項 目	県					国 (R1)
	県政モニター	大学生	教育関係者	団体会員		
この1年間に、自宅以外で文化芸術を直接鑑賞したことがある人	88.5%	85.8%	83.9%	96.3%	89.5%	67.3%
この1年間に、自分で作品を創作したり、習いごとをするなど、文化芸術に関わる活動をしたことがある人	76.0%	53.2%	35.6%	94.4%	92.7%	21.7%
地域での文化的環境に、満足、どちらかと言えば満足と答えた人	47.6%	40.4%	54.0%	44.4%	49.4%	36.4%

資料：文化庁「文化に関する世論調査」、県文化スポーツ局

② 文化芸術団体の状況（分野、形態、資金、活動の際困っていること等）

県内の文化芸術団体（市町村単位の団体除く）については、音楽（伝統的な音楽を含む）に関する団体が最も多く、次に民俗文化財（地域伝統芸能やお祭りなど）、美術（絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真など）に関する団体となっていますが、その活動形態のほとんどが、法人格を有しない任意の団体となっています。

また、その資金は、会費制などによる自己資金が大半を占めており、活動員は、20人以上50人未満での活動が最も多くなっています。

活動に際して困っていることは、「活動員の高齢化」、「活動資金の確保」を挙げた団体が半数を超えています。

文化芸術団体の状況

○ 活動分野

文学	音楽	日本の伝統音楽	美術	伝統的工芸品
5.3%	20.0%	17.3%	16.0%	2.7%
演劇	舞踊	マンガ、アニメ等	伝統芸能	芸能
9.3%	10.7%	2.7%	12.0%	1.3%
民俗文化財	生活文化	食文化	文化財の保存技術	その他
22.7%	8.0%	1.3%	4.0%	10.7%

※ 各分野の内容は、巻末に掲載している「文化芸術の振興に関するアンケート調査結果の概要 集計結果＜文化芸術団体（7月）＞ 問0-④」を参照ください。

○ 活動形態

任意団体（法人格を有しない団体）	80.0%
NPO法人	8.0%
公益法人（一般社団法人など）	9.3%
その他	2.6%

○ 活動資金

自己資金	73.3%
企業・個人からの寄附	40.0%
国・県・財団などからの助成	57.3%
その他	13.3%

○ 活動員（会員）数

10人未満	10.7%
10～20人未満	20.0%
20～50人未満	36.0%
50人以上	33.3%

○ 活動に際して困っていること（上位3つ）

活動員（会員）の高齢化	56.0%
活動資金の確保	53.3%
次の世代への活動継承	37.3%

資料：県文化スポーツ局

③ 文化芸術の振興と効果

本県の文化芸術の振興を図ることにより社会にもたらされる効果として期待することは何か聞いたところ、「子どもの心豊かな成長」を挙げた者の割合が64.6%と最も高く、以下、「人々が生きる楽しみを見出せる」(64.1%)、「地域社会・経済の活性化」(57.1%) などとなっています。

社会にもたらされる効果としての期待度

文化芸術の振興により社会にもたらされる効果として期待すること（上位5つ）

項 目	県					国 (R1)
	県	県政 モニター	大学生	教育関係者	団体会員	
子どもの心豊かな成長	64.6%	73.0%	42.5%	85.2%	63.5%	37.6%
人々が生きる楽しみを見出せる	64.1%	63.1%	42.5%	66.7%	69.6%	34.9%
地域社会・経済の活性化	57.1%	66.0%	60.9%	59.3%	52.0%	49.3%
地域に対する愛着や誇りの醸成	52.1%	61.0%	48.3%	40.7%	51.2%	31.6%
地域のイメージの向上	39.4%	47.5%	35.6%	25.9%	39.2%	29.0%

資料：文化庁「文化に関する世論調査」、県文化スポーツ局

④ 子どもの文化芸術体験

子どもの文化芸術体験について何が重要だと思うか聞いたところ、「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」を挙げた者の割合が65.1%と最も高く、以下、「地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する」(58.3%)、「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」(55.1%)となっています。

また、期待する効果は何か聞いたところ、「日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つようになる」を挙げた者の割合が69.1%と最も高く、以下、「美しさなどへの感性が育まれる」(58.2%)、「コミュニケーション能力が高まる」(56.1%)となっています。

子どもの文化芸術体験に重要なこと、期待する効果

子どもの文化芸術体験で重要なこと（上位3つ）

項 目	県	県政モニター				国(R1)
		県政モニター	大学生	教育関係者	団体会員	
学校における公演などの鑑賞体験を充実させる	65.1%	76.6%	60.9%	85.2%	58.2%	35.4%
地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する	58.3%	68.1%	39.1%	46.3%	61.1%	27.1%
音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する	55.1%	58.9%	42.5%	63.0%	55.6%	26.2%

子どもの文化芸術体験の効果（上位3つ）

項 目	県	県政モニター				国(R1)
		県政モニター	大学生	教育関係者	団体会員	
日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つようになる	69.1%	80.1%	60.9%	55.6%	68.7%	45.4%
美しさなどへの感性が育まれる	58.2%	66.0%	46.0%	81.5%	54.4%	43.1%
コミュニケーション能力が高まる	56.1%	64.5%	34.5%	68.5%	56.1%	34.7%

資料：文化庁「文化に関する世論調査」、県文化スポーツ局

⑤ 国内外に発信すべき本県の文化芸術分野

本県の文化芸術の魅力を国内外に発信するために積極的に取り組むべき分野はどれが良いと思うか聞いたところ、「民俗文化財（田の神，神楽，地域の祭り（おはら祭り・川内大綱引き・弥五郎どん祭り・棒踊り・太鼓踊り・八月踊りなど），年中行事など）」を挙げた者の割合が61.4%と最も高く，以下「伝統的工芸品（本場大島紬，川辺仏壇，薩摩焼，薩摩切子，薩摩つげ櫛など）」（59.0%），「食文化（薩摩焼酎，郷土料理など）」（58.5%），「日本の伝統音楽（長唄，箏曲，義太夫，和太鼓，島唄，薩摩琵琶など）」（54.5%）となっています。

また，分類別の上位を比較してみると，「マンガ，アニメ，コンピューターや映像を活用したアート（メディアアート）など」が，大学生では5位となっています。

国内外に発信すべき本県の文化芸術分野

文学	音楽	日本の伝統音楽	美術	伝統的工芸品
26.3%	37.1%	56.8%	34.6%	59.2%
演劇	舞踊	映画（アニメを除く）	マンガ，アニメ等	伝統芸能
17.7%	23.5%	11.4%	13.4%	25.1%
芸能	民俗文化財	来訪神：仮面・仮装の神々	生活文化（食文化除く）	食文化
12.3%	64.2%	26.6%	26.3%	57.5%
文化財の保存技術	その他	特になし	わからない	
19.2%	1.7%	0.7%	1.5%	

資料：県文化スポーツ局

国内外に発信すべき本県の文化芸術分野（分類毎の上位5つ）

分類	1位	2位	3位	4位	5位
県政モニター	伝統的工芸品 78.0%	食文化 74.5%	民俗文化財 68.1%	日本の伝統音楽 52.5%	来訪神：仮面・仮装の神々 40.4%
大学生	食文化 64.4%	伝統的工芸品 57.5%	民俗文化財 43.7%	日本の伝統音楽 40.2%	マンガ，アニメ等 25.3%
教育関係者	日本の伝統音楽 77.8%	音楽 72.2%	食文化 61.1%	民俗文化財 55.6%	伝統的工芸品 44.4%
団体会員	民俗文化財 64.0%	日本の伝統音楽 55.3%	伝統的工芸品 53.8%	食文化 50.0%	音楽 32.5%

資料：県文化スポーツ局

⑥ 本県の文化芸術の振興に関する意見（個人，団体）

最後に，本県の文化芸術の振興に関して，御意見等を自由記述により求めたところ，以下のような御意見が寄せられました。

● 本県の文化芸術の振興に関して寄せられた主な意見（自由記述）

＜個人＞

- ・ 本県独自の文化芸術は数多く存在するが，県外はもとより県内にも知られていない。
- ・ 次世代に継承していくため，人材育成に係る支援を強化してほしい。
- ・ 文化活動に際して，行政の支援がほしい。補助金を増やしてほしい。
- ・ 定期的に文化芸術を披露する発表の場を設けてほしい。
- ・ 高齢者にとって不便な施設があるので改善してほしい。
- ・ 文化施設が多く集まる一帯で，歩行者天国を行ってみてはどうか。
- ・ 学生が県のイベントなどを一緒に企画・実行できたら，文化芸術に，より興味・関心を持つようになるのではないか。
- ・ 体育施設だけでなく，新たな文化施設（美術館など）の整備も検討してほしい。

＜団体＞

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため，入場制限を設けた場合は，会場使用料の減免を行ってほしい。
- ・ 新型コロナウイルスの感染者に対しての中傷・非難が，文化活動に対する意識低下につながってしまうのではないか。
- ・ 会員のほとんどが高齢なので，「コロナ」との共存が難しく，文化の衰退を非常に懸念している。

1 基本理念

本県の文化芸術の振興に当たっては、条例の第2条に掲げられた次の8つの基本理念に基づいて、施策の展開を図ります。

(1) 県民の主体的で多様な文化芸術活動の促進

- ・ 文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらし、豊かな人間性をつちかえ、想像力や表現力をはぐくむものです。
- ・ また、人間の精神活動及びその現れである文化芸術は多様であり、多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ、人々の暮らしに活気と潤いを与えます。
- ・ 文化芸術に親しみ、楽しみ、守り、支えるといった県民の主体的で多様な文化芸術活動が活発に行われることによって、心豊かな活力ある社会が形成されます。
- ・ これからは、県民、県や市町村、民間企業や文化芸術団体等が、相互に各自の特性や役割を認識し、連携・協力し合って、かごしまの文化芸術の振興に、社会全体で取り組んでいくことが大切です。

(2) 文化芸術の振興に関する県民の自主性や創造性の尊重

- ・ 文化芸術活動の担い手は県民一人一人です。
- ・ 文化芸術活動は、県民がこれを通じて創造性を発揮し、培い、個性を伸ばし、自らの啓発を図ろうとする自発的、自主的な営みです。
- ・ 文化芸術は、人間の自由な発想や活発で意欲的な創造活動から生み出されるものであり、そのためには、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されることが大切です。

(3) 郷土の伝統文化の保存・継承・発展

- ・ 鹿児島県には、豊かな自然、歴史及び風土に培われ、人々の日常生活においては、くまわれてきた個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸などの伝統文化が数多く存在します。
- ・ これらの各地域の伝統文化は、県民の心のよりどころとなり、人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力になるとともに、新たな文化芸術を生み育てる源泉となるものです。
- ・ このため、地域の個性豊かな伝統文化のよさを再認識することができるように広報や公開、映像による記録保存などに積極的に取り組むとともに、伝統文化が県民共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたって引き継がれ、発展するように、継承者の育成や保存技術に関する講習会の実施など、継承活動の促進に努めることが大切です。

(4) 文化芸術活動を行う場や機会の充実及び環境整備

- ・ 年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、全ての県民が、一人一人の興味・関心に応じて、生涯にわたって文化芸術活動に参加できるような環境づくりに取り組むことが大切です。
- ・ 県民がどの地域に住んでいても、文化芸術を等しく創造したり、享受したりできるようにすることが大切です。
- ・ 特に、広大な県土に半島や多くの離島を有する本県においては、県民ができるだけ身近な場所で、比較的容易に文化芸術を鑑賞できる機会の充実を図ることや、地域の文化施設の機能を充実させ、身近な活動の場を提供したり、文化芸術に関する情報を提供したりするなど、県民自ら文化芸術に参加し、創造できるよう環境の整備に努めることが大切です。

(5) 文化芸術に係る交流の積極的な推進

- ・ 文化芸術を通じた交流を行うことは、国や地域、分野などによって多様な文化芸術が存在することに気付く機会となり、それぞれの文化芸術をお互いに理解し、尊重し合う土壌をつくり、人々の心を結び付けることになります。
- ・ また、かごしまの個性豊かな文化芸術を発信する機会となり、かごしまの文化を再認識し、郷土に対する愛着を深めるとともに、他地域の文化芸術から刺激を受け、かごしまの文化芸術を質的に高め、本県の文化芸術が発展することにつながります。
- ・ このことから、県、市町村、民間団体等が連携して、県内各地に多様な地域文化を有する本県の特性を生かし、地域間、九州各県をはじめ国内はもとよりアジアを中心とした国外などとの文化芸術交流を促進することが大切です。

(6) 文化芸術振興への県民の意見の反映

- ・ 文化芸術は、県民の活発で意欲的な創造活動から生み出されるものであることから、文化芸術の振興に当たっては、広く県民の意見等を反映させることが大切です。

(7) 文化芸術により生み出された価値の文化芸術の継承、発展・創造への活用

- ・ 各地域において、文化芸術を通じた交流人口の拡大等を図り、生み出された価値を地域に伝わる伝統文化や伝統行事、衣・食・住に係る文化資源などの継承、発展及び創造に活用することが大切です。

(8) 観光、まちづくりなどの関連分野との有機的な連携

- ・ 少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が一層求められています。

- ・ 観光等を通じて、多くの人々に文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承につながり、新たな文化の創造・発展につながります。
- ・ 文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには、人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大等を通じた地域の活性化を実現することで、新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環が創出されることが期待できます。
- ・ 文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有しています。
- ・ 文化芸術に関する教育は、豊かな人間性や創造性进行かん養し、感動や共感、心身の健康など、人々に多様な恩恵をもたらします。

2 目指すべき姿

「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」

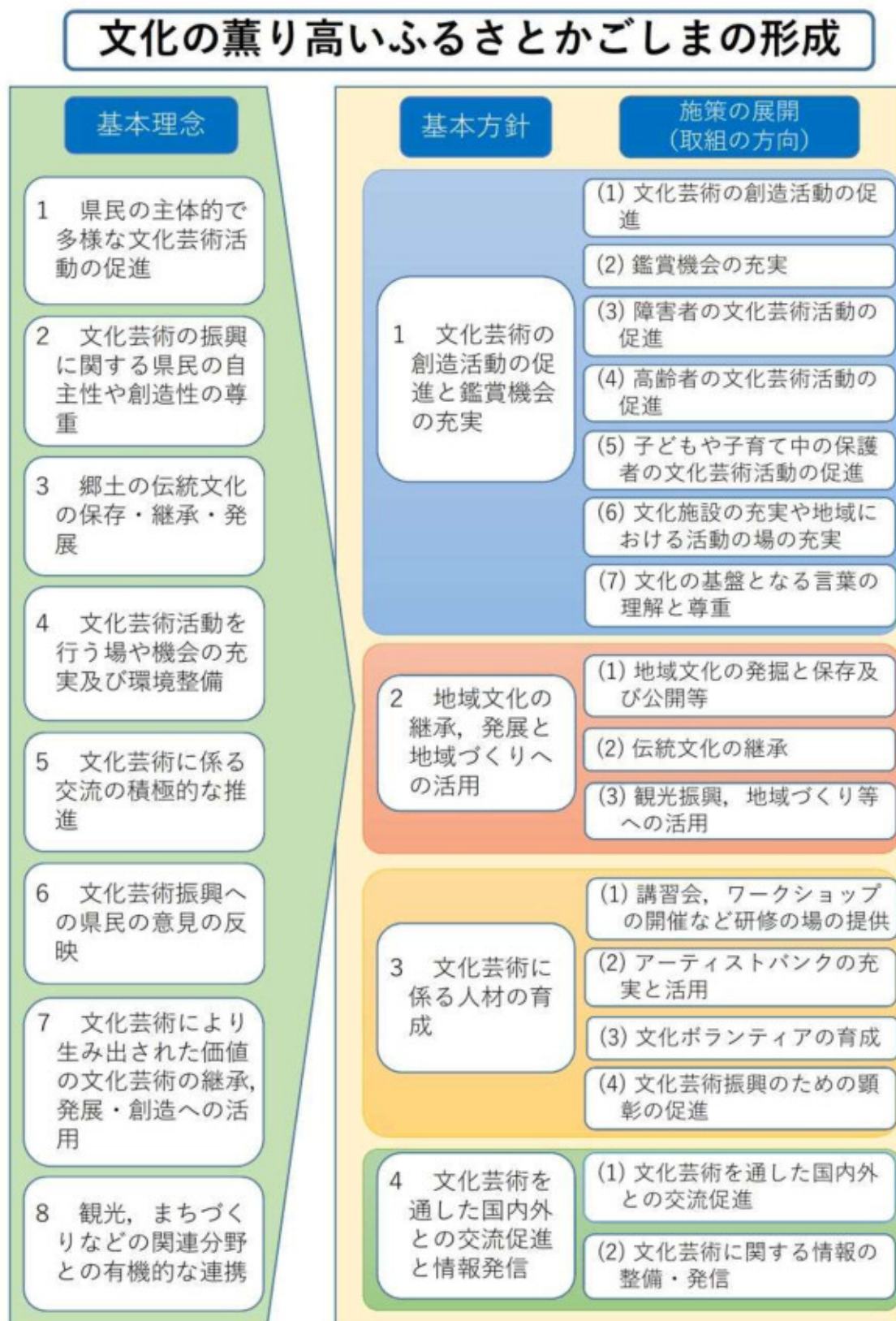
子どもや高齢者、障害者など県民一人一人が、生涯を通じて身近に様々な文化芸術に触れ、親しむことができるよう、国内外の様々な芸術分野での活発な交流などを通して、本県の文化芸術の更なる発展を目指します。

また、県内各地に伝わる郷土芸能や伝統行事、方言等の鹿児島独自の地域文化が次世代へ継承されるとともに、鶴丸城跡など地域の文化財の活用を図り、文化芸術により生み出される様々な価値を活用し、観光・まちづくりなどと連携することで、個性を生かした地域づくりを展開します。

第4章 施策の展開

1 施策体系

基本理念に則り、次の図のとおり文化芸術施策の方針を定め、これに基づいて、各施策を展開します。



2 施策の展開

基本理念や基本方針を踏まえ、以下のような施策を展開していきます。

(1) 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実

全ての県民が、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に努めます。

① 文化芸術の創造活動の促進

- ・ 県民が身近なところで主体的に創造活動に取り組めるよう、文化芸術に関する生涯学習機会の充実や、優れた文化芸術に触れる機会の創出、創造活動の成果を発表できる場の提供などに努めます。
- ・ 文化芸術の振興は、行政をはじめ企業や文化芸術団体等の活動に支えられていることから、これら相互の連携を図るとともに、文化芸術活動に対する支援や企業メセナ活動の促進に努めます。
- ・ 文化芸術団体が継続的に活動していくため、若者等人材確保が図れるような取組を促進します。
- ・ 文化芸術団体等が適切なコロナ対策を講じながら、文化芸術活動を継続できるよう支援を促進します。

施策の展開例

- ▶ 芸術祭や文化祭などの発表の場の提供や支援
- ▶ 生涯学習講座等との連携による県民の創造活動の促進
- ▶ 文化芸術団体等の創造活動に対する支援
- ▶ 若者等に対する県内の文化芸術団体の活動等の周知促進（地域のお祭り・イベント、学園祭・文化祭への文化芸術団体等の出演、出展の促進など）
- ▶ コロナ対策を講じた集客型活動やオンライン配信等の促進
- ▶ 文化庁や芸術文化振興基金等の助成金制度についての紹介や推薦、関係団体と連携した手続支援
- ▶ 「公益社団法人企業メセナ協議会」との連携による企業メセナ活動の促進
- ▶ 「文化芸術に親しむ月間（11月）」の設定による意識啓発

など

② 鑑賞機会の充実

- ・ 県内各地の文化施設等及び学校における音楽や演劇などの舞台芸術の公演や美術展など、鑑賞事業の充実が図られるよう努めます。
- ・ 子どもや働き盛りの年代や子育て世代、障害者、高齢者など、文化芸術に接する機会の少ない県民についても、等しく鑑賞機会が確保されるよう努めます。

施策の展開例

- ▶ 各文化施設における鑑賞事業の充実（県民の多様なニーズへの対応，感性や創造性をはぐくむ質の高い鑑賞事業の実施）
- ▶ 文化庁や公益法人などが行う鑑賞事業の積極的な活用の促進
- ▶ 県有文化施設の展示物のオンライン配信等による鑑賞機会の充実
- ▶ 鑑賞機会が少ない県民へのアウトリーチ事業の実施

など

③ 障害者の文化芸術活動の促進

- ・ 障害者が文化芸術を鑑賞したり，創造したりする活動に，参加しやすい環境の整備を促進します。

施策の展開例

- ▶ 障害者の多様な学習意欲に応える生涯学習講座等の開催促進
- ▶ 障害者による文化祭や音楽祭等，発表会の充実
- ▶ 文化芸術活動の公演，展示等における配慮（字幕や手話，音声案内サービス，利用料や入館料の軽減など）
- ▶ 文化施設のバリアフリー化の促進

など

④ 高齢者の文化芸術活動の促進

- ・ 高齢者の文化芸術活動を支援するため、それぞれの高齢者の興味や関心に応じた多様な学習及び発表の機会が提供されるよう努めます。
- ・ 高齢者がもつ豊かな経験や知識等が、地域の文化芸術活動に生かされるように努めます。

施策の展開例

- ▶ 高齢者に対する文化施設の無料開放
- ▶ 高齢者の多様な学習意欲に応える生涯学習講座等の開催促進
- ▶ シルバー文化作品展の開催
- ▶ 文化施設のバリアフリー化の促進
- ▶ 高齢者の地域貢献活動団体の活動事例の紹介

など

⑤ 子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進

- ・ 子どもたちの文化芸術への興味・関心を高め、生涯にわたって文化芸術を親しむきっかけとなるよう、文化芸術に直に接し、体験できる機会を多くもてる環境づくりに努めます。
- ・ 親子で参加できる機会を拡充するとともに、子育て中の保護者が文化芸術を鑑賞したり、創造したりしやすいような環境の整備に努めます。
- ・ 休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）について検討を進めます。
- ・ 第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島大会（2023かごしま総文）の開催などを通して、高校生の文化芸術活動の一層の充実に努めます。

施策の展開例

- ▶ 国や公益法人による学校への文化芸術団体派遣事業の活用促進
- ▶ 青少年のための芸術鑑賞事業の充実
- ▶ 学校における文化芸術活動の充実
- ▶ 学校における地域の伝統文化や文化活動の理解推進
- ▶ 地域における文化芸術体験活動の推進
- ▶ 高齢者が持つ豊かな知識や経験など地域社会に蓄積された知恵を生かした文化芸術活動の推進
- ▶ 子どもに対する文化施設の無料開放
- ▶ 学校等における芸術鑑賞やワークショップへの保護者の参加促進
- ▶ 乳幼児とその保護者を対象とした鑑賞機会の充実や託児サービスなどの配慮
- ▶ 第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島大会（2023かごしま総文）の開催

など

⑥ 文化施設の充実や地域における活動の場の充実

- ・ 利用時間や期日，料金等について，文化芸術活動を行う住民や文化芸術団体等の利用ニーズに合わせた配慮がなされるよう努めます。
- ・ 県有の文化施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行います。
- ・ 県民が文化芸術についてより深く理解できるよう支援します。
- ・ 文化施設と住民等との協働による自主文化事業の企画・運営などの充実や，各文化施設のネットワークを生かし，文化芸術活動の情報の共有化を図り，相談窓口としての機能が充実するよう努めます。
- ・ 各文化施設が，大学等の教育機関や研究機関と連携して共同研究や研修を行い，文化施設の機能を充実させるとともに，県民の行う文化芸術活動に対する支援を促進します。
- ・ 文化施設の適切な維持管理に努めながら，将来の施設の在り方や必要な機能について検討を進めます。

施策の展開例

- ▶ 文化施設が行う舞台公演や講習会などの自主事業の充実
- ▶ 学芸員等による展示解説の充実，周知
- ▶ 大学等における文化芸術関係の市民向け講座などの情報提供
- ▶ 各文化施設が行う自主事業の企画・運営への県民の参画の促進
- ▶ 文化施設職員の研修の充実
- ▶ 利用時間や期日等の柔軟な設定
- ▶ 文化施設における新型コロナウイルス感染症防止対策の促進
- ▶ 公立文化施設連絡協議会等による情報提供の充実と相談窓口等の機能の充実
- ▶ 文化施設を中心とした教育機関等との連携による共同研究・研修事業の促進
(大学，学校，研究機関等との連携)
- ▶ 県内各地に出かけて行う演奏会，展覧会及び講習会などのアウトリーチ事業の実施

など

⑦ 文化の基盤となる言葉の理解と尊重

- ・ 本県の方言の普及啓発等を通じて方言に対する県民の理解と関心を深め，次世代への継承を図ります。

施策の展開例

- ▶ 危機的な状況にある言語・方言の状況改善を図るための国の取組等の支援
- ▶ 「鹿児島県方言週間（11月第3週）」等における方言の普及啓発
- ▶ 方言による演劇の発表など，イベントの開催
- ▶ 教育活動における言葉の学習の充実や方言を取り入れた学習の促進

など

(2) 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用

鹿児島県の豊かな歴史・文化資源を活用して郷土に誇りを持つ心を醸成します。

郷土芸能や伝統行事、史跡等県内各地の個性豊かな地域文化の保存・継承を図ります。

また、観光、まちづくり等関連施策との連携により、多様な文化芸術の更なる振興及び地域の個性を生かした地域づくりを推進します。

① 地域文化の発掘と保存及び公開等

- ・ ユネスコや国、県、市町村の指定等を受けた有形、無形の文化財や人々の暮らしに根ざした多様な生活文化などの地域文化を県民共通の財産として継承していくため、発掘や保存を進めるとともに、地域文化に対する関心を高め、そのよさを再認識できるよう、広報や公開を行うなど、県民への周知を図ります。

施策の展開例

- ▶ 文化財の調査、指定等の推進
- ▶ 各地の民俗芸能、生活文化など特色ある地域文化の掘り起こしと保存及び公開の充実（広報、映像による記録保存 など）
- ▶ 「かごしま地域伝統芸能ミュージアムサイト」の充実

など

② 伝統文化の継承

- ・ 伝統文化の保存・継承に関する計画的な研修の機会の設定や表彰などを行い、継承者や指導者等の育成に努めます。
- ・ 地域においては、伝統文化を伝える世代と受け継ぐ世代が共に参加する体験型の講習会等を開催するなど、地域住民の保存活動への参加を促進するとともに、地域間の交流による情報の共有化が促進されるように努めます。
- ・ 薩摩焼や薩摩切子などの美術工芸品としてのブランド価値を高めることにより、需要を回復し、後継者の育成、技術の継承につなげます。

施策の展開例

- ▶ 高齢者や子どもなど，伝統文化を伝える世代と受け継ぐ世代が共に参加する体験型の講習会等の開催促進
- ▶ 保存技術に係る講習会の実施
- ▶ 民俗芸能等に係る伝承活動表彰の実施
- ▶ 伝統文化継承に係る交流による情報の共有化の促進
- ▶ 第29回地域伝統芸能全国大会の開催
- ▶ 伝統的工芸品産業への指導

など

③ 観光振興，地域づくり等への活用

- ・ 御楼門が復元された鶴丸城跡や世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」，日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」などの歴史的遺産，県有文化施設，地域に残る伝統文化や特色ある食文化などの文化資源を生かして，観光や伝統工芸産業などの地域産業の活性化を促進します。
- ・ 地域に伝わる伝統行事，歴史的な建造物や町並み，安らぎを感じる自然景観など，地域の特性を生かした地域づくりを促進します。
- ・ 景観，伝統工芸，美術，芸能，食など，鹿児島県の伝統と文化が息づく街づくりを推進します。
- ・ 鹿児島県で生まれ育った若者が，ふるさとに誇りを持ち，鹿児島県に住み，働きたいと思えるよう，鹿児島県の歴史や伝統，文化，地域の特性などを理解する機会の充実を図ります。

施策の展開例

- ▶ 鶴丸城跡の保全整備並びに御楼門及び同城跡を活用した賑わい創出等による歴史・文化ゾーンの回遊性向上や交流人口の拡大
- ▶ 世界文化遺産や日本遺産などの歴史的遺産，文化施設の観光資源としての更なる活用促進
- ▶ 文化施設の利便性向上（キャッシュレス化など）や多彩な企画展の実施等による観光資源としての魅力向上
- ▶ ユニークベニュー(※)を活用したイベント等の開催支援
 - ※ 歴史的建造物，文化施設等でイベント等を開催することで特別感や地域特性を演出できる会場
- ▶ CGやVR技術等を活用した文化施設等の魅力発信及び誘客促進
- ▶ 地域の民俗芸能や祭り，特色ある食文化などの文化資源，アニメやマンガ，映画の舞台となった場所などの観光資源としての更なる活用
- ▶ 文化芸術に関連する地域産業の活性化（産業デザイン，伝統工芸産業の振興など）
- ▶ 町並み保存事業や棚田などの景観を生かしたまちづくりの促進
- ▶ 県民の日（7月14日）の啓発，県民の日を中心とした県民の日にふさわしい事業の実施
- ▶ 県民の日（7月14日）における県有施設の入館料等の無料化
- ▶ 歴史・美術センター黎明館における企画展等の充実

など

(3) 文化芸術に係る人材の育成

芸術家や文化芸術活動の指導者など、文化芸術の振興を支える人材を育成するため、県、市町村、文化芸術団体等が連携しながら、研修の充実や人材情報の整備・提供等に努めます。

① 講習会、ワークショップの開催など研修の場の提供

- ・ 県文化センター（宝山ホール）等において、創造活動等に関する専門的な知識や技術を習得するためのワークショップや講習会等の開催を促進します。
- ・ 県内各地で行われる様々な研修会への講師派遣や会場の提供などの支援を行うとともに、研修の成果を発表する機会の確保に努めます。
- ・ 県内の文化芸術団体等の活動支援を通じて、鹿児島の文化芸術をリードする企画運営能力に優れた人材を育成します。

施策の展開例

- ▶ 国内外の著名なアーティストによる講習会
- ▶ 県民の参加による様々なワークショップの開催支援
- ▶ 県内文化施設で行われる文化事業との連携による研修機会の確保
- ▶ 青少年のための芸術鑑賞事業などへの若手アーティストの参加促進

など

② アーティストバンクの充実と活用

- ・ 県内に居住する優れた知識や技術、豊かな感性や経験等をもつ芸術家や文化芸術活動の指導者等の人材を紹介し、公演や指導など県民の文化芸術活動の活性化に役立てるため、芸術家等に関する人材情報を一元的に提供するアーティストバンクを充実させ、積極的に活用します。

施策の展開例

- ▶ アーティストバンクの充実
- ▶ 県内若手アーティストへの登録の働きかけ
- ▶ 県民の文化芸術活動の指導や公演における芸術家等の紹介
- ▶ 登録アーティストの文化事業における活用促進

など

③ 文化ボランティアの育成

- ・ 文化ボランティア活動に対する参加意欲をもつ人々が、興味・関心に応じて、文化ボランティア活動に取り組めるよう、情報提供を行うとともに、各種文化事業への活用を図ります。

施策の展開例

- ▶ 文化ボランティアに係る登録の促進
- ▶ 文化ボランティア活動への参加促進
- ▶ 文化施設等における文化ボランティアの活用促進

など

④ 文化芸術振興のための顕彰の促進

- ・ 優れた創造活動を行った者や文化芸術の振興に寄与した者に対して積極的に顕彰を行います。

施策の展開例

- ▶ 行政及び民間等による顕彰の促進

など

(4) 文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信

南へ開かれた地理的特性や歴史的なつながりを生かし、アジア地域を中心に、文化芸術を通じた国際交流を推進するとともに、我が国でも歴史が古くレベルの高い音楽祭として国内外に広く知られている霧島国際音楽祭のより一層の充実を図るなど、県民、県や市町村、民間企業や文化芸術団体等による文化芸術交流を促進し、かごしまの文化を国内外へ発信します。

① 文化芸術を通じた国内外との交流促進

- ・ 県において定期的に交流会議・交流協議会を開催している香港・シンガポール等の海外と本県との文化交流を促進します。
- ・ 県内外の芸術家等が地域に滞在し、講習会を行ったり、共同制作をしたりするなどの交流の場を提供するよう努めます。
- ・ 市町村や民間団体等による国内外との交流を一層促進するとともに、県内各地で文化芸術交流が推進されるよう努めます。
- ・ 2023年の特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会、2024年の第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会の開催を機に、文化の分野においても佐賀県との交流を進めていきます。

施策の展開例

- ▶ 県内の文化芸術団体の海外派遣、海外の文化芸術団体の受入れ
- ▶ 霧島国際音楽祭等におけるアーティストと地域住民との交流の促進
- ▶ 国外からの文化芸術団体の受入れにおける協力体制の充実（県内在住の外国人や地域の交流協会等との連携の強化やホストファミリーの募集など）
- ▶ 芸術家等が地域に滞在して行う講習会や共同制作などの交流の場の提供促進
- ▶ 鹿児島・佐賀両県の歴史上のつながりをテーマとするシンポジウムの開催

など

② 文化芸術に関する情報の整備・発信

- ・ 各文化施設において制作しているポスター，チラシ，パンフレット，機関誌等による広報を充実させるとともに，新聞等のメディアを活用した広報宣伝やインターネットやSNSによるリアルタイムの情報発信，地域住民にとって身近な広報媒体である市町村の広報誌等の充実など，様々な媒体を活用した情報提供に努めます。
- ・ かごしまの特色ある文化芸術が広く認められるように，文化芸術交流の場だけでなく，その他の交流の場における文化芸術の発表の場を計画的に活用したりして，かごしまの文化芸術を国内外に積極的に発信していくように努めます。

施策の展開例

- ▶ 各文化施設のポスター，チラシ，パンフレット，機関誌等の充実
- ▶ 県内各文化施設のホームページの充実
- ▶ 新聞，テレビ等のメディアや関係機関等との連携による多様な方法での情報提供の促進
- ▶ 市町村の広報誌等を活用した情報提供の促進
- ▶ 本県の文化人，芸術家等の人的ネットワークを活用した情報の発信
- ▶ インターネット，SNSを活用した情報発信

など

第5章 計画の推進体制等

1 推進体制

本県の文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民、県や市町村、民間企業や文化芸術団体等がともに連携・協力し、社会全体で文化芸術の振興に取り組むために推進体制の整備に努めます。

また、県においては、関係所属で構成される庁内連絡会議により部局横断的な連携を行い、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境等の関連分野と有機的な連携が図れるよう取組を進めます。

2 進行管理（検証・評価）

県は、毎年度、計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価を行い、有識者で構成する鹿児島県文化芸術振興審議会へ報告し、次年度以降の施策展開に向けた検討を行っていきます。

3 指標・目標値

施策の進捗状況を測る目安として以下の3項目を参考指標として設定します。

	項 目	現状 (R2(2020))	目標 (R7(2025))
1	「過去1年間に、文化芸術を直接鑑賞したことがある」とする割合	85.8% ※1	91.0%
2	「過去1年間に、文化芸術に関わる活動をしたことがある」とする割合	53.2% ※1	59.0%
3	「文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や伝統的な町並みの保存など、地域での文化的な環境に満足している」とする割合	40.4% ※1	50.0%

※1 県政モニター向け「文化芸術の振興に関するアンケート」（令和2年7月実施）による。

参 考 資 料

○ 鹿児島県文化芸術の振興に関する条例

平成 17 年 3 月 29 日
条例第 24 号

改正 平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号
平成 31 年 3 月 22 日条例第 17 号
令和 2 年 3 月 13 日条例第 2 号

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例をここに公布する。

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 文化芸術推進基本計画（第 4 条）

第 3 章 文化芸術振興のための基本的施策（第 5 条—第 24 条）

第 4 章 鹿児島県文化芸術振興審議会（第 25 条—第 32 条）

附則

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらし、豊かな人間性进行かん養し、創造力をはぐくむものである。文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見いだすことは、人々の変わらない願いである。

本県は、南北 600 キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、温暖な気候や豊かな自然に恵まれ、上野原遺跡などが示すように早くから人々が定住生活を営んでいた。また、南に開かれた地理的特性を生かし、古くから東南アジア、中国、朝鮮半島などとの交易が行われ、異文化とのふれあいを通じ、各地域の自然、歴史及び風土に根ざした多彩な文化芸術がはぐくまれてきており、人々にその地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力になっている。

21 世紀を迎えた今、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、技術革新の急速な進展など社会のあらゆる面で大きな変革期にあり、人々の価値観や生活様式も多様化している。

このような中で、人と人をつなぐ結び付け、人々に心豊かな生き方を提供する文化芸術の役割は、一層重要になっている。また、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、喫緊の課題となっている。

今こそ、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、生涯にわたって文化芸術に親しみ、これを楽しみ、守り、及び支える県民の主体的な取組により、多様で特色ある地域の文化芸術が創造されるとともに、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興していくことが重要である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民の主体的で多様な文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を通じて活力ある地域社会が形成されることによって、文化の薫り高いふるさとかがしまの創造を目指して推進されることを基本理念とする。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、豊かな自然、歴史及び風土に培われてきた郷土の伝統的な文化芸術が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれ、及び発展するよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、本県の文化芸術に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化芸術に係る交流が積極的に推進されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた交流人口の拡大などを図り、それにより生み出された様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用するよう配慮されなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めるものとする。
- 3 県は、文化芸術振興施策の効果的な推進を図るため、文化芸術活動に関係する個人及び民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たせるように十分な配慮を行いながら、民間団体等に協力を求め、その有する人材、情報その他の能力の活用にも努めるものとする。
- 4 県は、地域における文化芸術の振興に係る市町村の果たす役割の重要性に鑑み、市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術振興施策について、必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第2章 文化芸術推進基本計画

第4条 知事は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化芸術推進基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、鹿児島県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、文化芸術推進基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

第3章 文化芸術振興のための基本的施策

（芸術及び芸能の振興）

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術及び芸能の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（伝統文化の継承及び発展）

第6条 県は、各地域の自然、歴史及び風土に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸その他の伝統文化が、将来にわたって適切に保存され、及び継承され、並びに文化の創造のために活用されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（生活文化の振興）

第7条 県は、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化の振興のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（言葉についての理解と尊重）

第8条 県は、言葉が生活や文化の基盤を成し、文化そのものであることにかんがみ、県民が言葉に対する理解を深め、これを尊重していくよう努めるものとする。

2 県は、地域特有の方言が重要な地域の文化であることから、県民が方言に対する理解を深め、これを尊重していくよう努めるものとする。

（文化芸術の振興による地域づくり）

第9条 県は、文化芸術が観光の振興をはじめとする地域の発展及び地域間の交流の促進に大きな役割を果たすことにかんがみ、文化芸術の振興による地域づくりに努めるものとする。

（文化芸術交流の推進）

第10条 県は、国内及びアジアをはじめとする国外との文化芸術に係る交流を推進し、及び本県の文化芸術についての情報を発信するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（県民の鑑賞等の機会の充実）

第11条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術活動の公演、展示等への支援及びこれらに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の育成)

第 12 条 県は、県民の文化芸術活動の充実に資するため、関係機関、市町村又は民間団体等と連携し、文化芸術活動を行う者の育成に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第 13 条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実に図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(乳幼児期からの文化芸術に接する機会の拡充)

第 14 条 県は、乳幼児期が心身の発達の基盤をはぐくむ上で重要な時期であることにかんがみ、乳幼児期からの文化芸術に接する機会の拡充に努めるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第 15 条 県は、青少年が行う文化芸術活動の充実に図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第 16 条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実に図るため、文化芸術に関する体験学習等の充実、文化芸術活動を行う者による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の充実及び活用等)

第 17 条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実に図るため、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設の充実及び活用にあつては、努めるものとする。

2 県は、文化施設以外の公共の施設を県民の文化芸術活動の場として利用することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共の建物等の整備に当たつての配慮)

第 18 条 県は、公共の建物等の整備にあつては、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和に配慮するよう努めるものとする。

(文化芸術情報の収集及び提供)

第 19 条 県は、県民の文化芸術活動を促進するため、地域の文化芸術に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(市町村及び民間団体等に対する支援)

第 20 条 県は、市町村が行う文化芸術振興施策及び民間団体等が行う文化芸術活動を促進するため、当該市町村及び民間団体等に対し人材の派遣、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第 21 条 県は、民間団体等が行う文化芸術活動に対する支援活動が活性化されるよう普及啓発及び情報提供に努めるものとする。

(顕彰)

第 22 条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者その他文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 23 条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 24 条 県は、文化芸術振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 鹿児島県文化芸術振興審議会

(設置)

第 25 条 本県の文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 26 条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化芸術推進基本計画に関し、第 4 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項に関し、調査審議すること。
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 27 条 審議会は、文化芸術若しくはその関連分野に関し学識経験を有する者又は文化芸術活動を行う者のうちから知事が任命する委員 17 人以内をもって組織する。

(任期)

- 第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に、会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第 30 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、総務部文化スポーツ局において処理する。
(平21条例14・平31条例17・一部改正)

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第14号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第17号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日条例第2号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

文化芸術の振興に関するアンケート調査結果の概要

1 目的

県内の文化芸術活動の現状等を把握し、今後の文化振興行政推進のための基礎資料とする。

2 調査方法・対象

1 文化芸術団体

調査設計	調査対象	県内文化芸術文化団体
	配付数	138
	調査方法	郵送による配付及び回収
	調査時期	令和2年7月
	調査主体	鹿児島県文化振興課
回収結果	有効回答数	75
	有効回答率	54.3%

2 県政モニター，文化芸術団体会員等

調査設計	調査対象	県政モニター，市町村文化協会会員，教育関係者，大学生
	配付数	県政モニター 200 市町村文化協会会員 500 教育関係者 100 大学生 87 計887
	調査方法	郵送等による配付及び回収
	調査時期	令和2年7～8月，11月
	調査主体	鹿児島県文化振興課
	有効回答数	県政モニター 141 市町村文化協会会員 342 教育関係者 54 大学生 87 計624
回収結果	有効回答率	70.3% 県政モニター 70.5% 市町村文化協会会員 68.4% 教育関係者 54.0% 大学生 100.0%

3 集計結果 次頁以降参照

集計結果

<文化芸術団体（7月）>

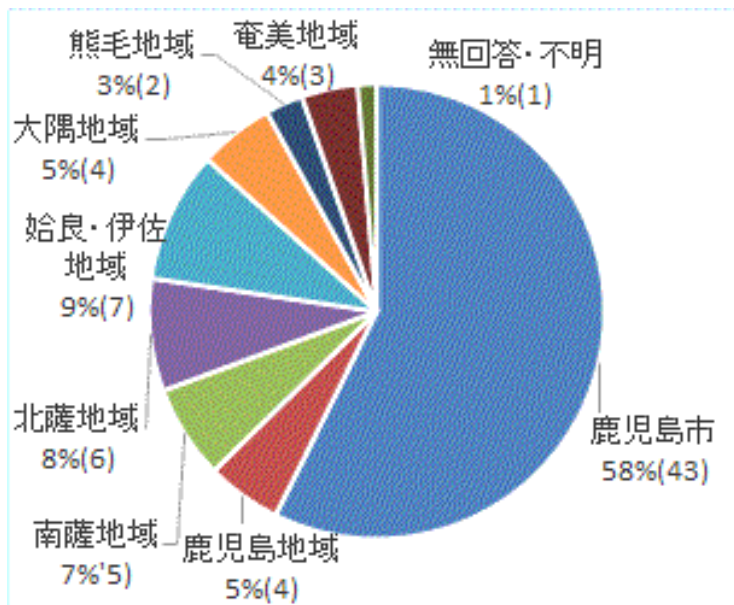
※（ ）は実施時期

0. 団体の概要等について

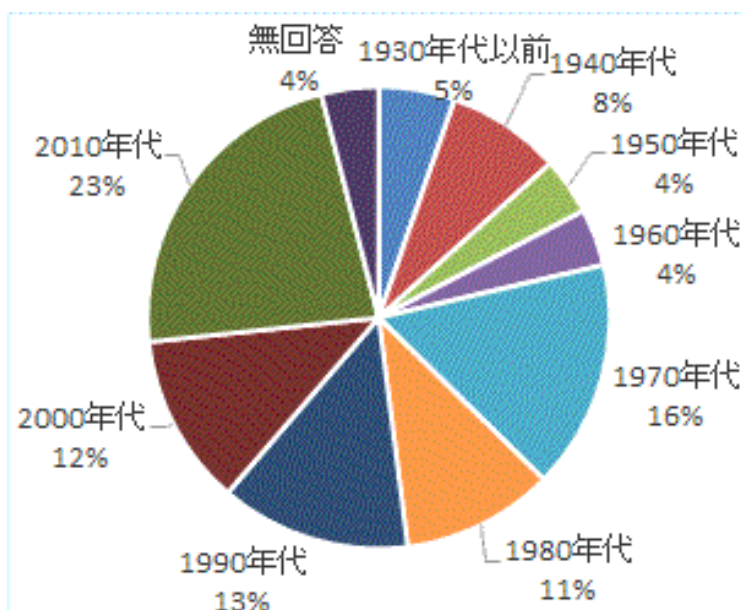
① 団体の名称

【個別の団体名については省略】

② 所在地



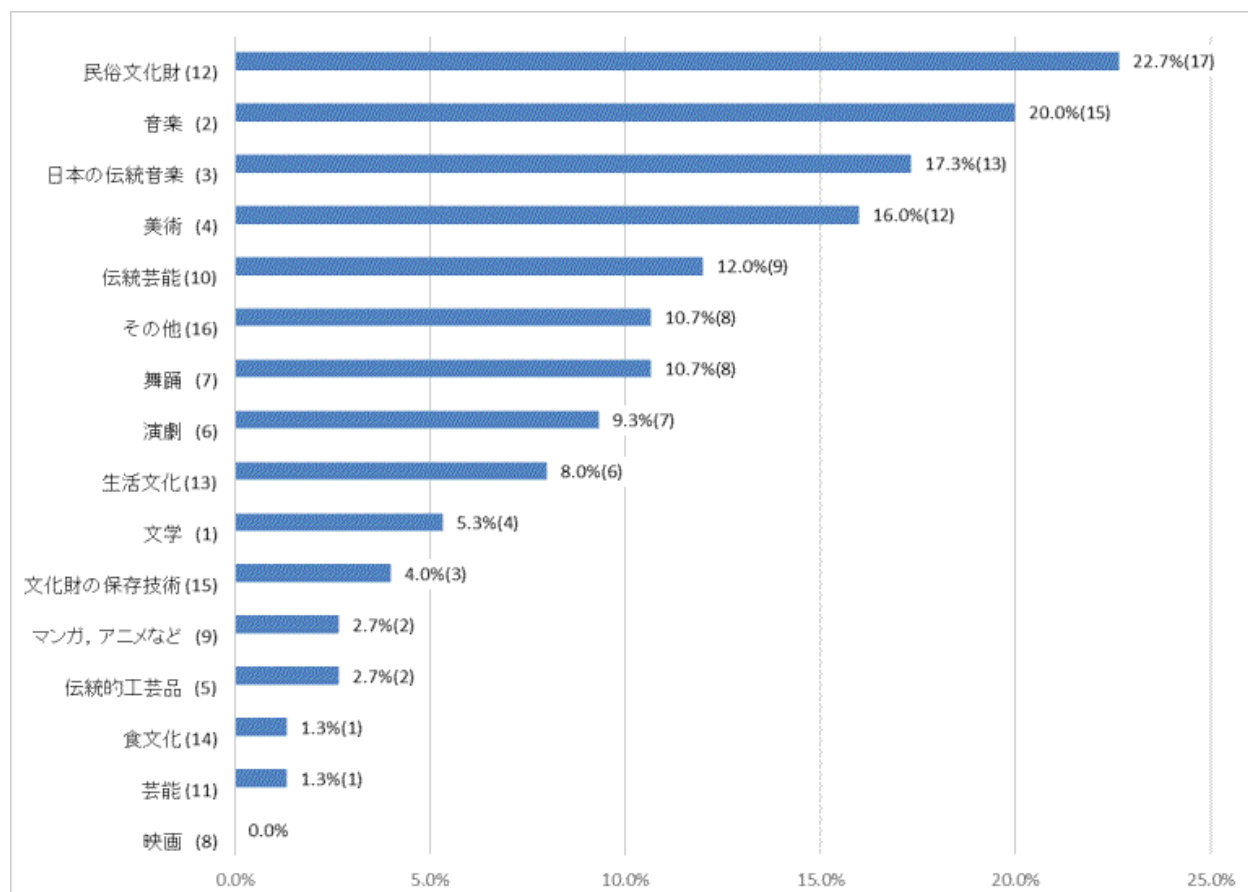
③ 活動開始年



④ 活動分野（いくつでも選んで○，そのうち主要なもの1つに◎）

- 1 文学（小説，詩，短歌，俳句，薩摩狂句など）
- 2 音楽（オペラ，オーケストラ，室内楽，合唱，吹奏楽，ジャズ，ポップス，ロック，歌謡曲など（伝統音楽を除く））
- 3 日本の伝統音楽（長唄，箏曲，義太夫，和太鼓，島唄，薩摩琵琶など）
- 4 美術（絵画，版画，彫刻，工芸，陶芸，書，写真など（伝統的工芸品除く））
- 5 伝統的工芸品（本場大島紬，川辺仏壇，薩摩焼，薩摩切子，薩摩つげ櫛など）
- 6 演劇（現代演劇，人形劇，ミュージカルなど）
- 7 舞踊（日本舞踊，バレエ，モダンダンス，コンテンポラリーダンスなど）
- 8 映画（アニメを除く）
- 9 マンガ，アニメ，コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート）など
- 10 伝統芸能（雅楽，能楽，文楽，歌舞伎など）
- 11 芸能（講談，落語，浪曲，漫才など）
- 12 民俗文化財（田の神，神楽，地域の祭り（おはら祭り・川内大綱引き・弥五郎どん祭り・棒踊り・太鼓踊り・八月踊りなど），年中行事など）
- 13 生活文化（茶道，華道，書道，囲碁など（食文化を除く））
- 14 食文化（薩摩焼酎，郷土料理など）
- 15 文化財の保存技術
- 16 その他（

●調査結果



⑤ 活動の形態（１つ選んで○）

●調査結果

選択肢	回答数(名)	割合(%)
1 任意団体（法人格を有しない団体）	60	80.0
2 NPO法人	6	8.0
3 公益法人	7	9.3
4 その他の非営利法人（社会福祉法人，医療法人等）	0	0.0
5 営利法人（株式会社，合同会社等）	1	1.3
6 その他	0	0.0
無回答	1	1.3

⑥ 活動資金（いくつでも選んで○，そのうち主要なもの１つに◎）

●調査結果

選択肢	回答数(名)	割合(%)
1 自己資金	55	73.3
2 企業・個人からの寄付	30	40.0
3 国・県・財団などからの助成	43	57.3
4 その他	10	13.3
無回答	0	0.0

⑥－１ 令和元年度の活動資金（１つ選んで○）

●調査結果

選択肢	回答数(名)	割合(%)
1 10万円未満	12	16.0
2 10～50万円未満	24	32.0
3 50～100万円未満	14	18.7
4 100～500万円未満	16	21.3
5 500万円以上	8	10.7
無回答	1	1.3

⑥－２ 活動資金に占める自己資金の割合（１つ選んで○）

●調査結果

選択肢	回答数(名)	割合(%)
1 10%未満	17	22.7
2 10～50%未満	22	29.3
3 50～100%未満	23	30.7
4 100%	10	13.3
無回答	3	4.0

⑦ 活動員（会員）数（１つ選んで○）※連合団体の場合は、構成団体数

●調査結果

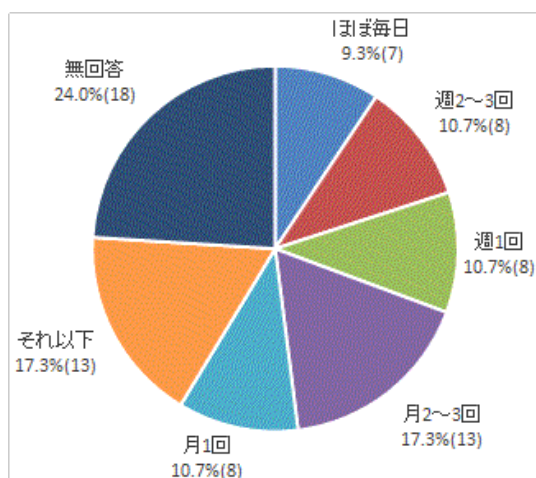
選択肢	回答数(名)	割合(%)
1 5人未満	3	4.0
2 5～10人未満	5	6.7
3 10～20人未満	15	20.0
4 20～50人未満	27	36.0
5 50人以上	25	33.3
無回答	0	0.0

⑧ 練習と発表の頻度（それぞれ１つ選んで○）

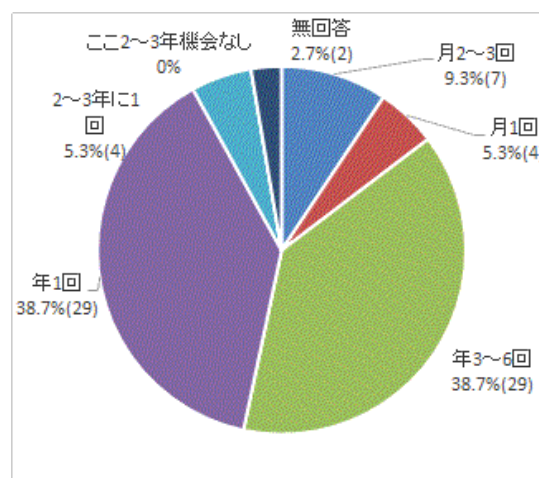
	ほぼ毎日	週に2～3回程度	週に1回程度	月に2～3回程度	月に1回程度	年に3～6回程度以下
「練習」頻度	1	2	3	4	5	6
	月に2～3回程度	月に1回程度	年に3～6回程度	年に1回程度	2～3年に1回程度	ここ2～3年機会なし
「発表」頻度	1	2	3	4	5	6

●調査結果

〔練習頻度〕



〔発表頻度〕

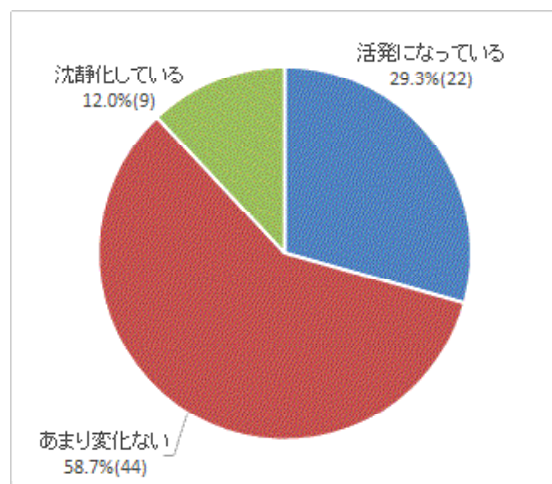


⑨ 直近3年間（平成29年～令和元年度）の変化（それぞれ1つ選んで○）

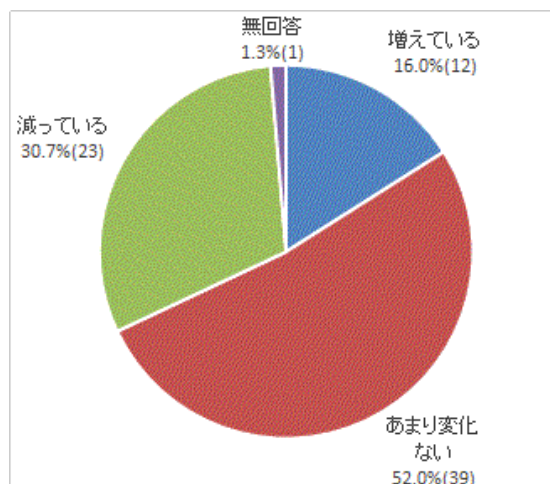
活動状況	1 活発になっている	2 あまり変化ない	3 沈静化している
活動員数	1 増えている	2 あまり変化ない	3 減っている
活動資金	1 増加傾向	2 あまり変化ない	3 減少傾向

●調査結果

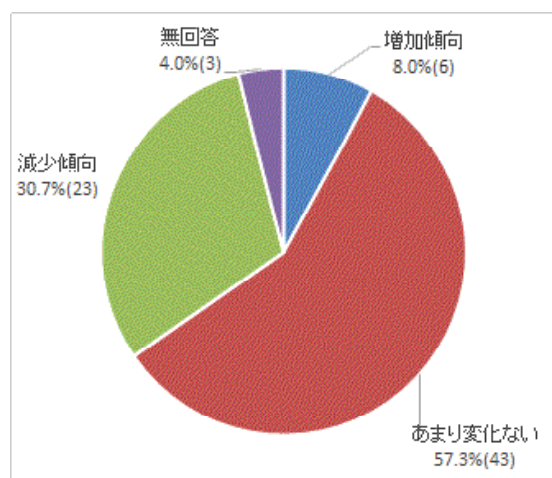
〔活動状況〕



〔活動員数〕



〔活動資金〕



⑩ 貴団体及び貴団体会員の主な受賞歴（平成27年度～令和2年度）

●調査結果

【個別の受賞歴については省略】

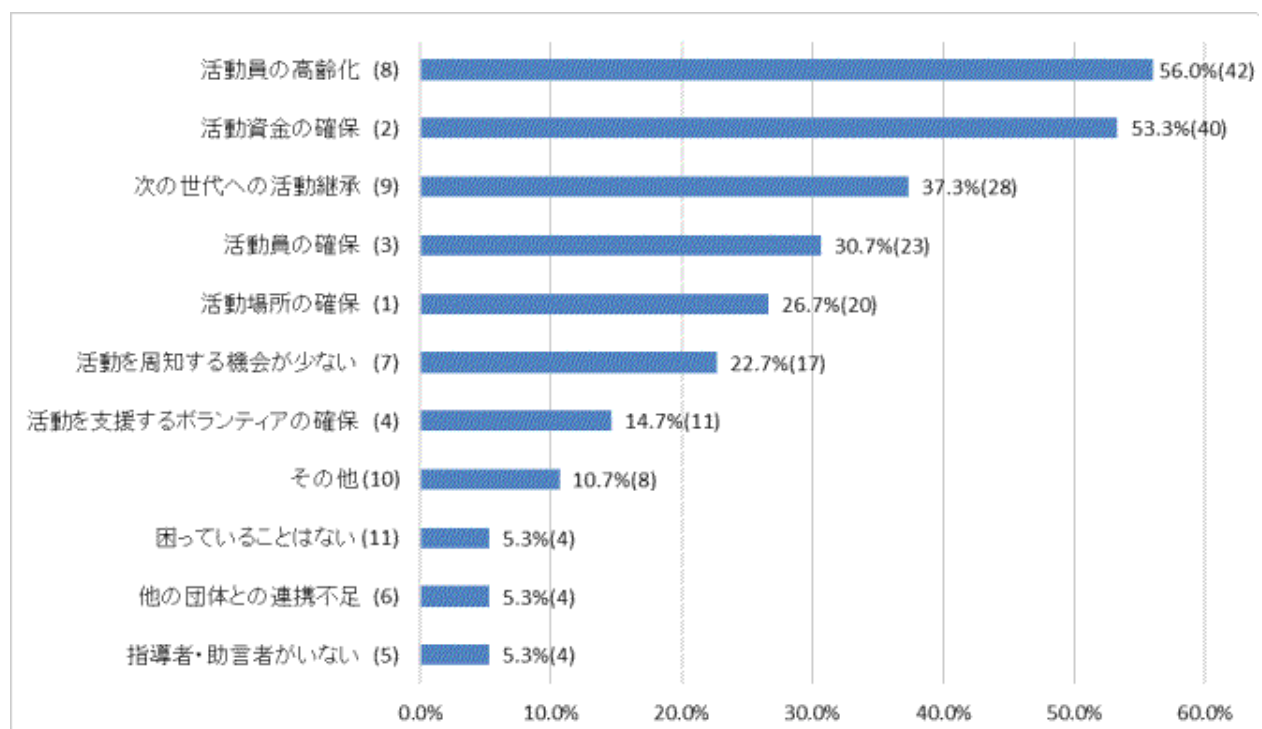
受賞歴	回答数(名)	割合(%)
あり	24	32.0
なし	51	68.0

1. 団体の活動状況について

問1 活動に際して困っていることは何ですか。(いくつでも選んで○)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 活動場所の確保 | 7 活動を周知する機会が少ない |
| 2 活動資金の確保 | 8 活動員の高齢化 |
| 3 活動員（ボランティアを除く）の確保 | 9 次の世代への活動継承 |
| 4 活動を支援するボランティアの確保 | 10 その他（ |
| 5 指導者・助言者がいない | 11 困っていることはない |
| 6 他の団体との連携不足 | |

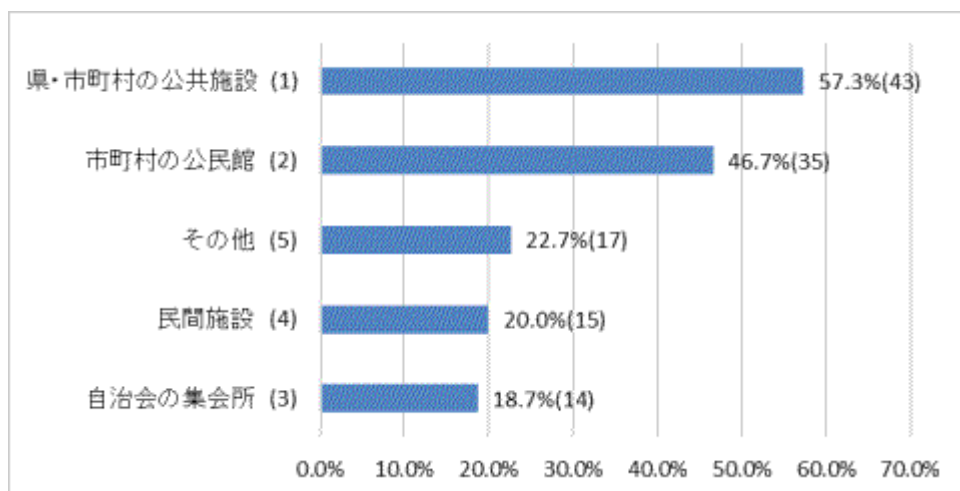
●調査結果



問2 日頃、どこで活動していますか。(いくつでも選んで○)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1 県・市町村の公共施設(公民館を除く) | 4 民間施設(スタジオ・アトリエなど) |
| 2 市町村の公民館 | 5 その他() |
| 3 自治会の集会場 | |

●調査結果



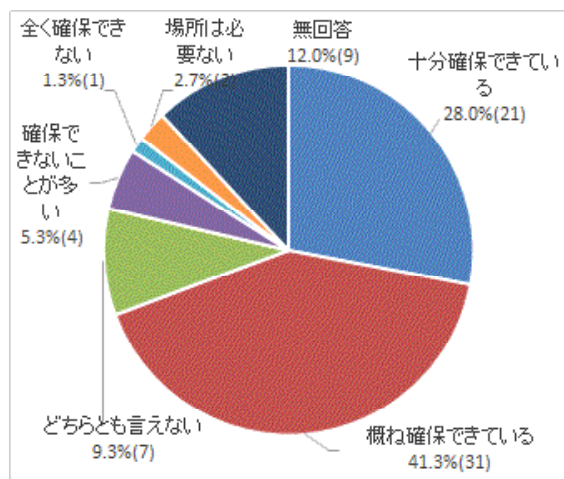
問3 県内の練習・発表場所の状況について伺います。(それぞれ1つ選んで○)

	十分確保 できている	概ね確保 できている	どちらとも 言えない	確保できない ことが多い	全く確保 できない	場所は 必要ない
「練習」場所	1	2	3	4	5	6
「発表」場所	1	2	3	4	5	6

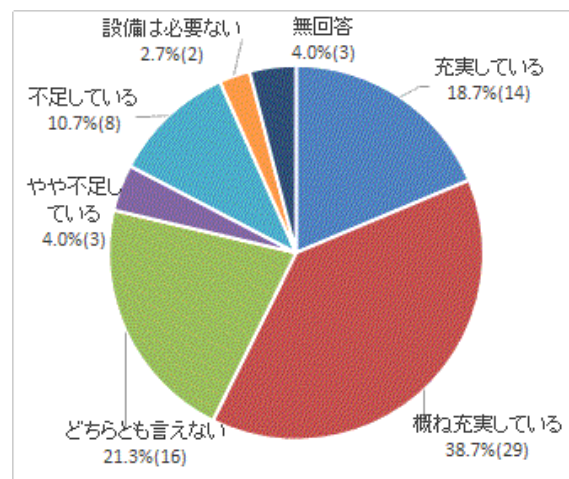
	充実 している	概ね充実 している	どちらとも 言えない	やや不足 している	不足 している	設備は 必要ない
「練習」場所 の設備	1	2	3	4	5	6
「発表」場所 の設備	1	2	3	4	5	6

●調査結果

〔練習場所〕

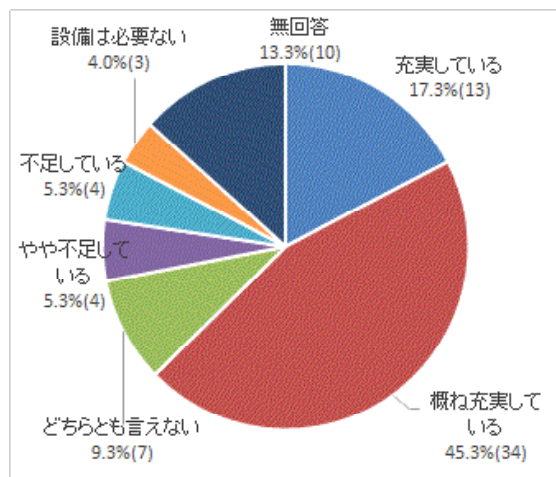


〔発表場所〕

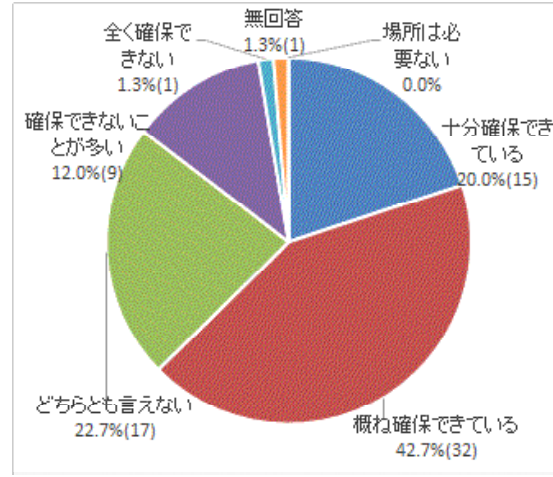


●調査結果

〔練習場所の設備〕



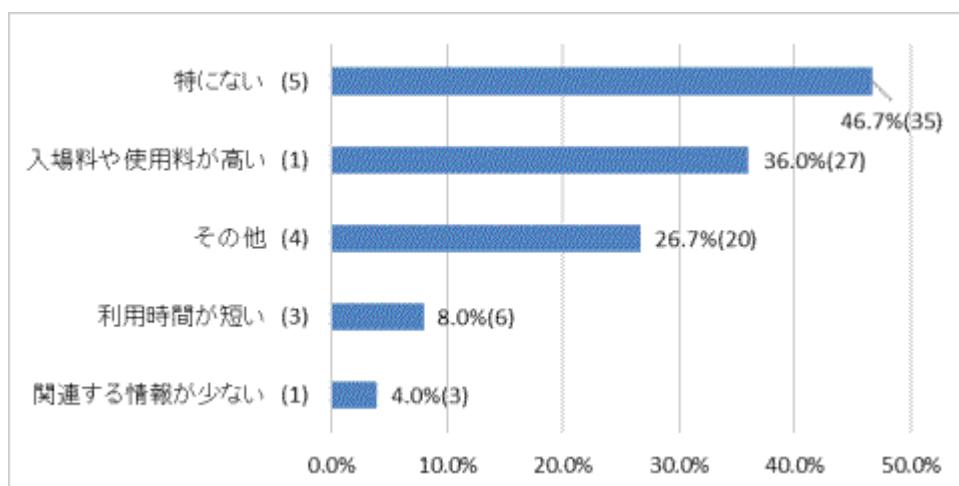
〔発表場所の設備〕



問4 練習や発表で施設を利用する上で、支障となっていることはありますか。(いくつでも選んで○)

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 関連する情報が少ない | 4 その他 () |
| 2 入場料や使用料が高い | 5 特にない |
| 3 利用時間が短い | |

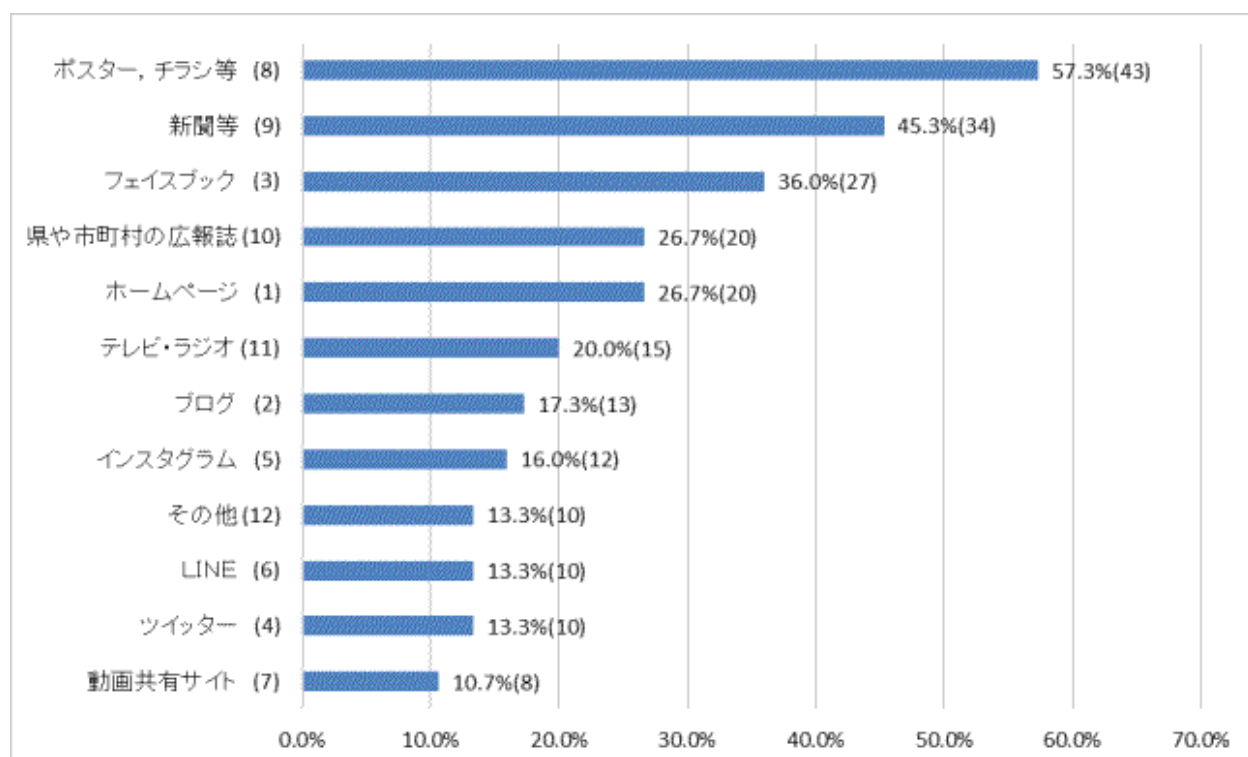
●調査結果



問5 どのような媒体を活用して情報発信していますか。(いくつでも選んで○)

1 Web サイト (ホームページ)	7 動画共有サイト(Youtube・ニコニコ動画など)
2 ブログ	8 ポスター, チラシ, パンフレット
3 フェイスブック	9 新聞, フリーペーパーなどの情報誌
4 ツイッター	10 県や市町村の広報誌
5 インスタグラム	11 テレビ・ラジオ
6 LINE (ライン)	12 その他 ()

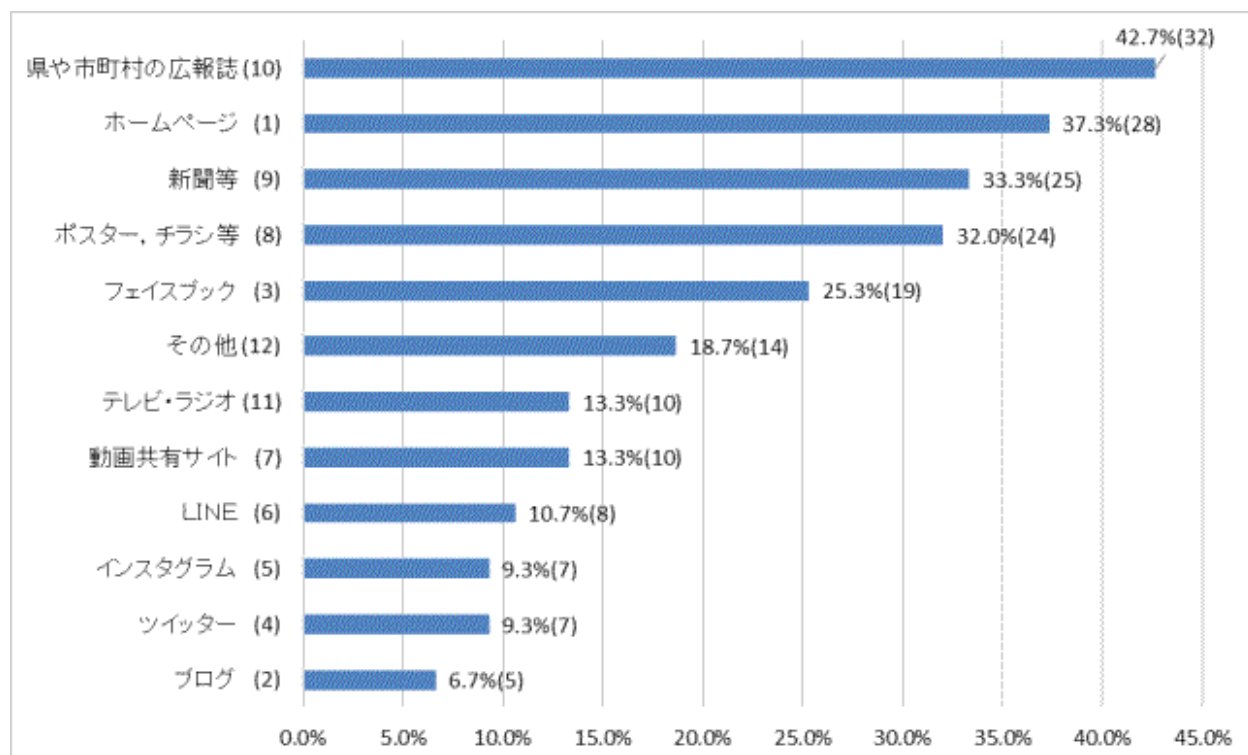
●調査結果



問6 活動に必要な情報（練習や発表の場、交流の機会など）をどのような媒体から得ていますか。
（いくつでも選んで○）

1 Web サイト（ホームページ）	7 動画共有サイト(Youtube・ニコニコ動画など)
2 ブログ	8 ポスター，チラシ，パンフレット
3 フェイスブック	9 新聞，フリーペーパーなどの情報誌
4 ツイッター	10 県や市町村の広報誌
5 インスタグラム	11 テレビ・ラジオ
6 LINE（ライン）	12 その他（

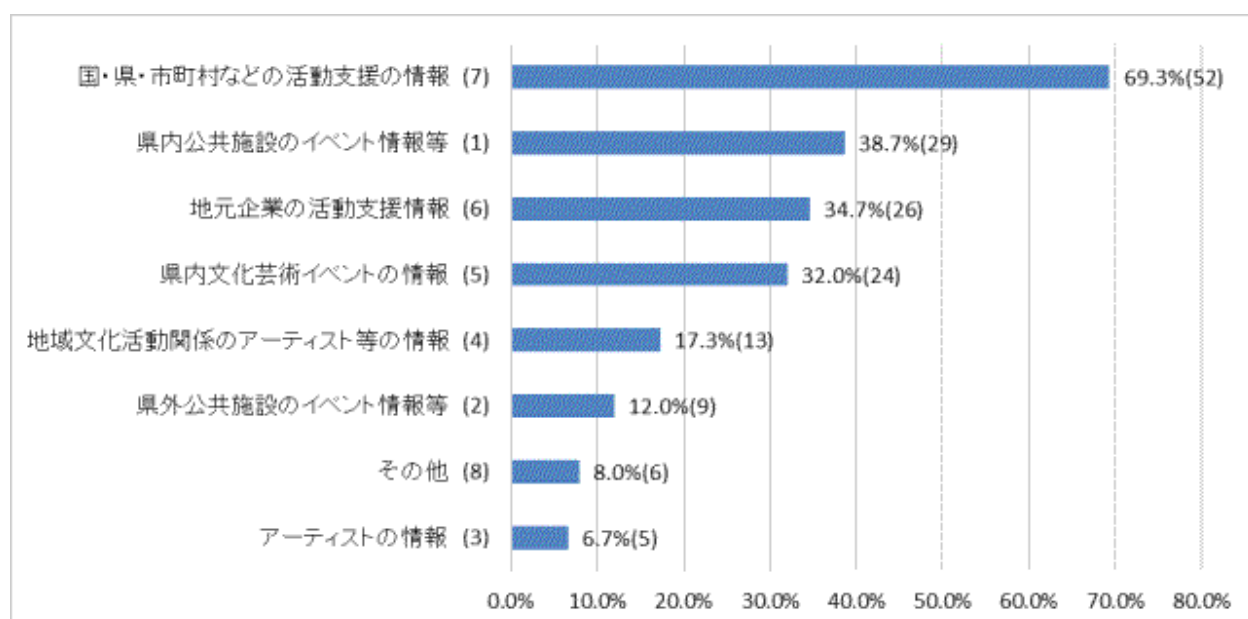
●調査結果



問7 活動する際、どのような情報が欲しいですか。（いくつでも選んで○）

- 1 県・市町村の公共施設の使用法やイベントの情報
- 2 県外の公共施設の使用法やイベントの情報
- 3 鹿児島にゆかりのあるアーティストの情報
- 4 地域の文化活動に協力的なアーティストや指導者の情報
- 5 県内で開催される文化芸術イベントの情報
- 6 地元企業の活動支援情報
- 7 国・県・市町村などの活動支援（助成金など）の情報
- 8 その他（ ）

●調査結果



問8 活動に際しての御意見等がございましたら御記入ください。（自由意見）

●調査結果

- ・ 会場の確保が難しい。
- ・ 展覧会専用の照明やスペースをもつ県立美術館の設立を強く望んでいる。
- ・ 高齢者にとって不便な施設（急な階段や通路の狭さ等）があるので改善してほしい。
- ・ 会場へのアクセスの改善。
- ・ 踊りで使用する道具の老朽化に伴い、新規に購入したいが、予算がない。
- ・ 人材の高齢化や少子化等により、伝統行事の継承に苦慮している。
- ・ 現在個々に活動している県内の各文化団体が連携を図れるようにしてほしい。
- ・ 指導者不足。
- ・ 高齢者が多く、配信機材を十分使いこなせていない。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響等について

新型コロナウイルス感染症の影響について、貴団体の活動等がどのような影響を受けたか、お伺いします。

問9 これまで（概ね令和2年3月から令和2年6月まで）の練習及び発表について

(1) 概ね令和2年3月～6月の練習状況（最も近いものを一つ）

●調査結果

選択肢	回答数(名)	割合(%)
1 全く練習できなかった	20	26.7
2 影響を受け、以前の練習量の半分以上の練習しかできなかった	24	32.0
3 影響は受けたが、以前の練習量の半分以上の練習はできた	7	9.3
4 全く影響を受けなかった	7	9.3
5 その他	7	9.3
無回答	10	13.3

(2) 令和2年3月～6月に予定していた発表

当初開催 予定時期	会場	公演等名称	主催者	入場者数 見込み	中止等の別※ (該当に○印を)
月					実施・中止・延期・規模縮小 ・その他

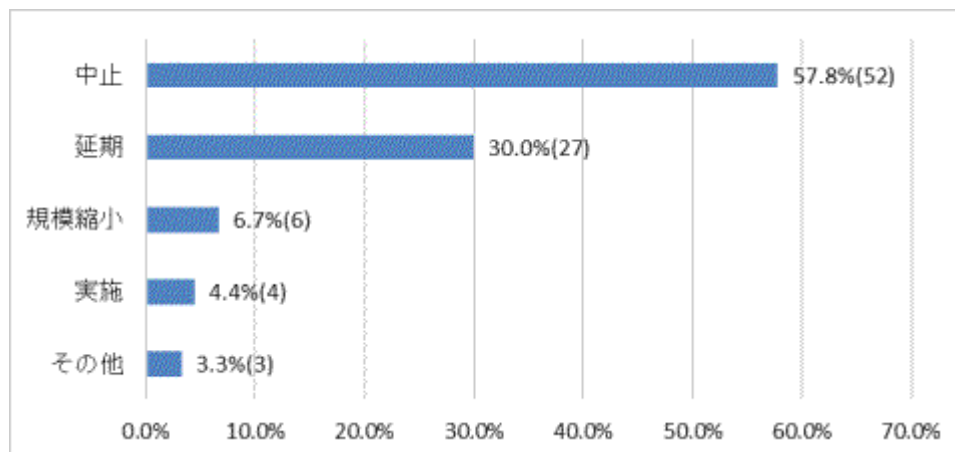
※ 延期の場合は延期後の実施時期を、規模縮小の場合は縮小後の規模を、その他の場合は具体的内容を以下の補足説明欄に御記入ください。

補足説明

●調査結果

【個別の発表予定については省略】

・全体件数は90件



(3) 感染症拡大前（令和2年2月）と現在の会員数の比較

●調査結果

選択肢	回答数(名)	割合(%)
1 増えた	0	0.0
2 減った	20	26.7
3 変わらない	46	61.3
無回答	9	12.0

問10 現在（令和2年7月）の練習及び発表について

(1) 現在の練習状況（最も近いものを一つ）

●調査結果

選択肢	回答数(名)	割合(%)
1 全く練習できていない	14	18.7
2 以前の半分以下の練習量の練習しかできていない	25	33.3
3 以前の半分以上の練習量の練習はできている	14	18.7
4 以前と全く同様の練習量の練習ができている	3	4.0
5 その他	6	8.0
無回答	13	17.3

(2) 令和2年7月～令和3年6月に計画している発表について

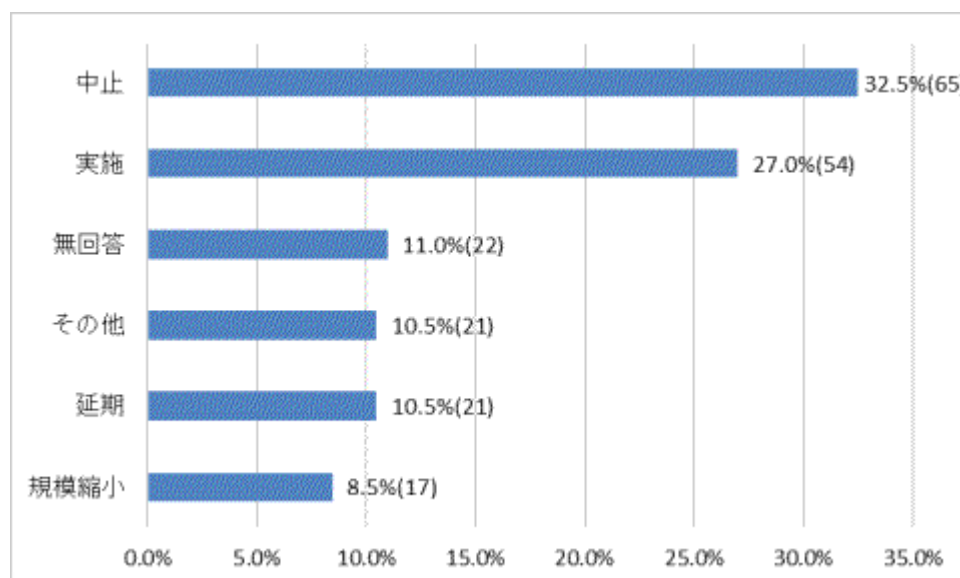
当初開催 予定時期	会場	公演等名称	主催者	入場者数 見込み	中止等の別※ (該当に○印を)
月					実施・中止・延期・規模縮小 ・その他

※ 延期の場合は延期後の実施時期を，規模縮小の場合は縮小後の規模を，その他の場合は具体的内容を以下の補足説明欄に御記入ください。

補足説明

●調査結果

【個別の発表予定については省略】 ・全体件数は200件



問11 今後の団体の活動見込みについて（それぞれ1つ選んで○）

(1) 活動（練習・発表）について

●調査結果

選択肢	回答数(名)	割合(%)
1 感染症が落ち着けば，以前と同じように練習や発表を行う	51	68.0
2 感染症の存在を前提に，オンラインによる活動を増やすことで，練習や発表の機会を極力減らさないようにする	3	4.0
3 感染症が落ち着いても，練習や発表の機会が減るおそれがある	7	9.3
4 団体の存続自体が困難となるおそれがある	4	5.3
5 わからない	2	2.7
6 その他	5	6.7
無回答	3	4.0

(2) 会員数の見込み

●調査結果

選択肢	回答数(名)	割合(%)
1 減る	20	26.7
2 増える	1	1.3
3 変わらない	31	41.3
4 わからない	18	24.0
5 その他	1	1.3
無回答	4	5.3

問12 新型コロナウイルス感染症の影響等について、御意見等がございましたら御記入ください。
(自由意見)

--

●調査結果

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、予算以上の経費が発生している。助成がほしい。
- ・ 感染症拡大防止対策のため、入場制限を設けたり、大きな会場を使用したりすると、(チケット収入減、使用料増となり)採算がとれない。コロナ対策期間として、使用料減免措置を検討してほしい。また、換気設備の改修も併せて検討してほしい。
- ・ 令和2年度文化芸術創造活動支援事業(活動支援)の内容はアンケート集計後検討・決定していただけた方が良かったのではないかな。
- ・ コンクールが県、九州、全国と中止になり、3年生(小学生は6年生)の発表の場が失われている。演奏会の入場制限、プレーヤーの密を避ける工夫、オンライン配信など大変苦労している。
- ・ 無償でリモート配信・会議の手順を教えてほしい。
- ・ 感染症対策は行っているものの、依然として感染リスクがあるため、集合練習を控えている。落ち着いてきたとしても、リスクがこわく、集合練習に踏み込めないと考えている。
- ・ 感染者に対しての中傷・非難が、文化活動に対する意欲の低下につながってしまうのではないかな。
- ・ メンバーのほとんどが高齢者であるので、「コロナ」と共存するのが難しく、非常に早く文化が衰退していく可能性が大。
- ・ 公演や展覧会を行う際には、対策(入場制限や予防、マスク着用や消毒を促す)をしっかりと心がけたいと考えている。
- ・ コロナで半年位練習できないから、解散とか会員が減るとかそういうことはない。これからも頑張っていきたい。

集計結果

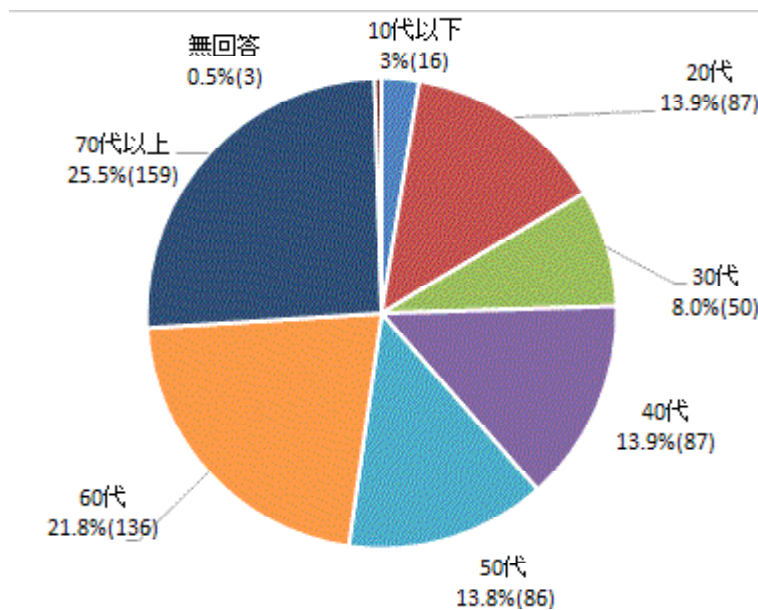
〔 県政モニター（7月）・文化芸術団体会員（7月）・
学校教育関係者（8月）・大学生（11月） 〕
※（ ）は実施時期

【基本事項】

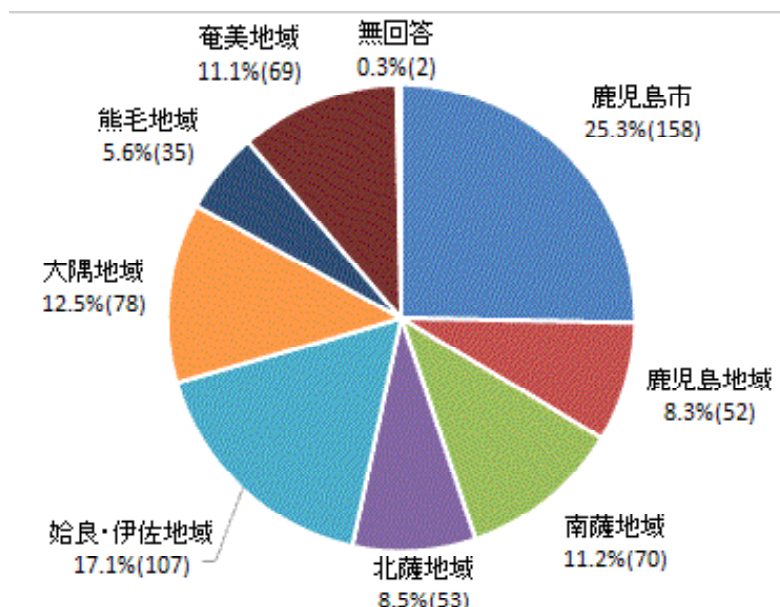
問〇 あなたの性別は

男 38.0%(237) 女 60.4%(377) 無回答 1.6%(10)

問〇-1 あなたの年齢は（令和2年4月1日現在）



問〇-2 あなたのお住まいは



1. 文化芸術の鑑賞活動

問1 あなたは、この1年間に、自宅以外のホール・劇場、映画館、図書館・文学館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことはありますか。この中からいくつでもあげてください。

- (1) 文学（小説，詩，短歌，俳句など）
- (2) 音楽（邦楽（琴・三味線・尺八など），オペラ，オーケストラ，リサイタル，室内楽，合唱，吹奏楽，ジャズ，ポップス，ロック，歌謡曲など）
- (3) 美術（絵画，版画，彫刻，工芸，陶芸，書，写真など）
- (4) 演劇（現代演劇，人形劇，ミュージカルなど）
- (5) 舞踊（日本舞踊，バレエ，モダンダンス，コンテンポラリーダンスなど）
- (6) 映画（映画，アニメ映画，コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート）など）
- (7) 伝統芸能（雅楽，能楽，文楽，歌舞伎など）
- (8) 芸能（講談，落語，浪曲，漫才など）
- (9) 児童生徒による発表会
- (10) 歴史的な建物や遺跡（建造物，遺跡，名勝地（庭園など）の文化財）
- (11) その他（ ）
- (12) 鑑賞したものはなし → 問1－1へ

● 調査結果

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	29	20.6%	63	18.4%	2	3.7%	18	20.7%	112	17.9%
(2)	62	44.0%	173	50.6%	41	75.9%	12	13.8%	288	46.2%
(3)	54	38.3%	167	48.8%	22	40.7%	17	19.5%	260	41.7%
(4)	16	11.3%	48	14.0%	7	13.0%	6	6.9%	77	12.3%
(5)	15	10.6%	134	39.2%	1	1.9%	1	1.1%	151	24.2%
(6)	66	46.8%	82	24.0%	19	35.2%	60	69.0%	227	36.4%
(7)	10	7.1%	46	13.5%	5	9.3%	1	1.1%	62	9.9%
(8)	17	12.1%	25	7.3%	1	1.9%	1	1.1%	44	7.1%
(9)	41	29.1%	97	28.4%	24	44.4%	2	2.3%	164	26.3%
(10)	61	43.3%	98	28.7%	14	25.9%	24	27.6%	197	31.6%
(11)	1	0.7%	4	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.8%
(12)	20	14.2%	36	10.5%	2	3.7%	14	16.1%	72	11.5%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

(問1で「(12) 鑑賞したものはない」と答えた方に)

問1-1 では、鑑賞しなかった理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。

- (1) 近くで公演や展覧会などをやっていないから
- (2) 入場料・交通費など費用がかかり過ぎるから
- (3) 公演や展覧会などが人気で、チケットの入手が困難だから
- (4) 時間がなかなかとれないから
- (5) 夜間に公演や展覧会などが行われないから
- (6) 魅力ある公演や展覧会などが少ないから
- (7) 公演や展覧会などの情報が入手できないから
- (8) 一緒に行く仲間がいないから
- (9) テレビ、ラジオ、CD・DVDなどにより鑑賞できる(鑑賞した)から
- (10) インターネット(パソコン)、スマートフォンなどにより鑑賞できる(鑑賞した)から
- (11) 関心がないから
- (12) その他 ()
- (13) 特にない
- (14) わからない

● 調査結果

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	10	50.0%	18	50.0%	0	0.0%	12	85.7%	40	55.6%
(2)	6	30.0%	1	2.8%	0	0.0%	11	78.6%	18	25.0%
(3)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%	1	1.4%
(4)	8	40.0%	5	13.9%	1	50.0%	12	85.7%	26	36.1%
(5)	1	5.0%	1	2.8%	0	0.0%	3	21.4%	5	6.9%
(6)	4	20.0%	5	13.9%	0	0.0%	11	78.6%	20	27.8%
(7)	0	0.0%	1	2.8%	0	0.0%	11	78.6%	12	16.7%
(8)	1	5.0%	2	5.6%	0	0.0%	4	28.6%	7	9.7%
(9)	3	15.0%	8	22.2%	0	0.0%	7	50.0%	18	25.0%
(10)	1	5.0%	7	19.4%	0	0.0%	12	85.7%	20	27.8%
(11)	2	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	85.7%	14	19.4%
(12)	2	10.0%	8	22.2%	1	50.0%	1	7.1%	12	16.7%
(13)	3	15.0%	4	11.1%	0	0.0%	2	14.3%	9	12.5%
(14)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	20	—	36	—	2	—	14	—	72	—

問1-2 あなたの文化芸術の鑑賞活動において、新型コロナウイルス感染症がどのような影響を与えていますか。この中からいくつでもあげてください。

- (1) 施設の休館や公演中止等により、予定していた文化芸術の鑑賞ができなくなった
- (2) 不要不急の外出や県外への移動の自粛などの要請を踏まえて、文化芸術の鑑賞を控えた
- (3) 感染する不安があるため、文化芸術の鑑賞を控えた
- (4) テレビ、ラジオ、書籍、CD・DVDを通じて鑑賞した
- (5) インターネットやスマートフォンを通じて鑑賞した
- (6) その他（ ）
- (7) 特にない
- (8) わからない

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	66	46.8%	208	60.8%	37	68.5%	29	33.3%	340	54.5%
(2)	83	58.9%	194	56.7%	31	57.4%	41	47.1%	349	55.9%
(3)	73	51.8%	152	44.4%	27	50.0%	38	43.7%	290	46.5%
(4)	65	46.1%	154	45.0%	21	38.9%	24	27.6%	264	42.3%
(5)	40	28.4%	80	23.4%	26	48.1%	30	34.5%	176	28.2%
(6)	2	1.4%	5	1.5%	1	1.9%	0	0.0%	8	1.3%
(7)	16	11.3%	15	4.4%	1	1.9%	15	17.2%	47	7.5%
(8)	1	0.7%	3	0.9%	0	0.0%	2	2.3%	6	1.0%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

- (1) 以前と同じように鑑賞活動を行う
- (2) テレビ、ラジオ、書籍、CD・DVDを通じて鑑賞する機会が増える
- (3) インターネットやスマートフォンを通じて鑑賞する機会が増える
- (4) 文化芸術への興味・関心が乏しくなっており、鑑賞活動が減少する
- (5) その他（ ）
- (6) わからない

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	75	53.2%	236	69.0%	40	74.1%	47	54.0%	398	63.8%
(2)	59	41.8%	105	30.7%	11	20.4%	23	26.4%	198	31.7%
(3)	40	28.4%	77	22.5%	15	27.8%	38	43.7%	170	27.2%
(4)	14	9.9%	26	7.6%	2	3.7%	3	3.4%	45	7.2%
(5)	6	4.3%	9	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	15	2.4%
(6)	18	12.8%	13	3.8%	2	3.7%	6	6.9%	39	6.3%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

2. 文化芸術の創作活動

問2 文化芸術に関わる活動は、作品鑑賞だけではなく、自分で作品を創作したり、習い事をしたり、あるいはボランティアとしてこれらの活動を支援することなどがあります。あなたは、この1年間に、この中にあるような文化芸術に関わる活動をしたことはありますか。いくつかもあげてください。

- (1) 文学、音楽、美術、演劇、舞踊などの作品の創作
- (2) 音楽の演奏や、演劇・舞踊・映画への出演など
- (3) 音楽、舞踊、茶道、華道、書道などの習い事の受講
- (4) 地域の芸能や祭りへの参加
- (5) 子どもの文化芸術体験のための支援活動
- (6) 美術館・博物館などにおける案内や作品解説などの支援活動
- (7) 音楽祭・映画祭などの開催のための支援活動
- (8) 歴史的な建物や遺跡などを保存・活用するための支援活動
- (9) その他（ ）
- (10) 特に行ったことはない
- (11) わからない

● 調査結果

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	16	11.3%	124	36.3%	14	25.9%	5	5.7%	159	25.5%
(2)	11	7.8%	124	36.3%	28	51.9%	10	11.5%	173	27.7%
(3)	21	14.9%	136	39.8%	22	40.7%	6	6.9%	185	29.6%
(4)	38	27.0%	184	53.8%	18	33.3%	10	11.5%	250	40.1%
(5)	20	14.2%	75	21.9%	17	31.5%	3	3.4%	115	18.4%
(6)	4	2.8%	19	5.6%	1	1.9%	1	1.1%	25	4.0%
(7)	8	5.7%	39	11.4%	7	13.0%	2	2.3%	56	9.0%
(8)	12	8.5%	27	7.9%	0	0.0%	3	3.4%	42	6.7%
(9)	3	2.1%	11	3.2%	0	0.0%	1	1.1%	15	2.4%
(10)	66	46.8%	25	7.3%	3	5.6%	56	64.4%	150	24.0%
(11)	1	0.7%	2	0.6%	0	0.0%	2	2.3%	5	0.8%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

問2-1 では、あなたは、どうすれば鑑賞以外の活動にもっと参加しやすくなると思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- (1) 住んでいる地域やその近くで活動が行われる
- (2) 活動に参加するための費用の負担が軽くなる
- (3) 活動のための時間がとれるようになる
- (4) 土日祝日や夜間などにも活動が行われる
- (5) 魅力ある内容の活動が行われる
- (6) 初心者向けの活動が提供される
- (7) 参加する機会や活動の成果を発表する機会が多く提供されるようになる
- (8) 情報が入手しやすくなる
- (9) 一緒に活動する仲間ができる
- (10) インターネットやスマートフォンを活用した自宅での創作・発表活動等が行いやすくなる
- (11) その他（ ）
- (12) 特にない
- (13) わからない

● 調査結果

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	88	62.4%	218	63.7%	30	55.6%	43	49.4%	379	60.7%
(2)	43	30.5%	95	27.8%	19	35.2%	27	31.0%	184	29.5%
(3)	54	38.3%	93	27.2%	31	57.4%	28	32.2%	206	33.0%
(4)	37	26.2%	61	17.8%	10	18.5%	17	19.5%	125	20.0%
(5)	70	49.6%	142	41.5%	21	38.9%	45	51.7%	278	44.6%
(6)	50	35.5%	87	25.4%	12	22.2%	30	34.5%	179	28.7%
(7)	22	15.6%	116	33.9%	10	18.5%	12	13.8%	160	25.6%
(8)	51	36.2%	71	20.8%	10	18.5%	38	43.7%	170	27.2%
(9)	36	25.5%	126	36.8%	16	29.6%	42	48.3%	220	35.3%
(10)	20	14.2%	23	6.7%	4	7.4%	15	17.2%	62	9.9%
(11)	3	2.1%	4	1.2%	1	1.9%	1	1.1%	9	1.4%
(12)	6	4.3%	17	5.0%	0	0.0%	1	1.1%	24	3.8%
(13)	4	2.8%	1	0.3%	1	1.9%	0	0.0%	6	1.0%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

- (1) イベントの中止や施設の休館等により、関わっていた活動が実施されなくなり、活動したくてもできなくなった
- (2) 感染する不安があるため、文化芸術に関わる活動へ参加しなくなった
- (3) インターネットやスマートフォンを活用して習い事の受講等の活動を行うようになった
- (4) 文化芸術に関わる活動への興味・関心が乏しくなった
- (5) その他（ ）
- (6) 特にない
- (7) わからない

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	61	43.3%	278	81.3%	48	88.9%	20	23.0%	407	65.2%
(2)	62	44.0%	174	50.9%	28	51.9%	27	31.0%	291	46.6%
(3)	11	7.8%	23	6.7%	2	3.7%	15	17.2%	51	8.2%
(4)	9	6.4%	22	6.4%	1	1.9%	3	3.4%	35	5.6%
(5)	2	1.4%	5	1.5%	1	1.9%	0	0.0%	8	1.3%
(6)	45	31.9%	22	6.4%	2	3.7%	32	36.8%	101	16.2%
(7)	6	4.3%	0	0.0%	1	1.9%	4	4.6%	11	1.8%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

3. 地域の文化的環境

問3 あなたは、文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や文化財・伝統的まちなみの保存・整備など、お住まいの地域での文化的な環境に満足していますか。この中から1つだけお答えください。

- (1) 満足している
- (2) どちらかといえば満足している
- (3) どちらかといえば満足していない
- (4) 満足していない
- (5) わからない

● 調査結果

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	10	7.1%	26	7.6%	2	3.7%	5	5.7%	43	6.9%
(2)	47	33.3%	143	41.8%	22	40.7%	42	48.3%	254	40.7%
(3)	32	22.7%	106	31.0%	19	35.2%	11	12.6%	168	26.9%
(4)	26	18.4%	43	12.6%	8	14.8%	3	3.4%	80	12.8%
(5)	26	18.4%	17	5.0%	3	5.6%	11	12.6%	57	9.1%
無回答	0	0.0%	7	2.0%	0	0.0%	15	17.2%	22	3.5%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

問4 では、あなたは、お住まいの地域の文化的な環境を充実させるために、何が必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- (1) ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実
- (2) 公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実
- (3) 地域の芸能や祭りなどの継承・保存
- (4) 歴史的な建物や遺跡などを活かしたまちづくりの推進
- (5) 芸術家や文化団体の活動の支援
- (6) 文化施設や文化事業において地域在住の芸術家による作品を積極的に活用
- (7) ワークショップなどを通じて地域在住の芸術家と直接接する機会の充実
- (8) 子どもが文化芸術に親しむ機会の充実
- (9) 著名な芸術家を招へい
- (10) その他（ ）
- (11) 特にない
- (12) わからない

● 調査結果

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	50	35.5%	138	40.4%	25	46.3%	27	31.0%	240	38.5%
(2)	71	50.4%	171	50.0%	36	66.7%	33	37.9%	311	49.8%
(3)	55	39.0%	191	55.8%	19	35.2%	25	28.7%	290	46.5%
(4)	58	41.1%	84	24.6%	10	18.5%	24	27.6%	176	28.2%
(5)	34	24.1%	132	38.6%	25	46.3%	8	9.2%	199	31.9%
(6)	36	25.5%	63	18.4%	12	22.2%	9	10.3%	120	19.2%
(7)	48	34.0%	65	19.0%	20	37.0%	20	23.0%	153	24.5%
(8)	70	49.6%	177	51.8%	28	51.9%	34	39.1%	309	49.5%
(9)	37	26.2%	63	18.4%	19	35.2%	4	4.6%	123	19.7%
(10)	9	6.4%	9	2.6%	2	3.7%	1	1.1%	21	3.4%
(11)	6	4.3%	6	1.8%	1	1.9%	1	1.1%	14	2.2%
(12)	7	5.0%	6	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	13	2.1%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

4. 文化芸術の振興と効果

問5 あなたは、本県の文化芸術の振興を図ることにより社会にもたらされる効果として期待することは何ですか。この中からいくつでもあげてください。

- (1) 地域社会・経済の活性化
- (2) 観光客や移住者の増加
- (3) 障害者や高齢者の活躍の場の創出
- (4) 地域のイメージの向上
- (5) 地域に対する愛着や誇りの醸成
- (6) 人々の創造性の向上
- (7) 人々が生きる楽しみを見出せる
- (8) 子どもの心豊かな成長
- (9) 健康の増進（脳の活性化など）
- (10) 国際交流の促進
- (11) その他（ ）
- (12) 特にない
- (13) わからない

● 調査結果

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	93	66.0%	178	52.0%	32	59.3%	53	60.9%	356	57.1%
(2)	75	53.2%	91	26.6%	11	20.4%	38	43.7%	215	34.5%
(3)	47	33.3%	117	34.2%	10	18.5%	13	14.9%	187	30.0%
(4)	67	47.5%	134	39.2%	14	25.9%	31	35.6%	246	39.4%
(5)	86	61.0%	175	51.2%	22	40.7%	42	48.3%	325	52.1%
(6)	61	43.3%	112	32.7%	14	25.9%	27	31.0%	214	34.3%
(7)	89	63.1%	238	69.6%	36	66.7%	37	42.5%	400	64.1%
(8)	103	73.0%	217	63.5%	46	85.2%	37	42.5%	403	64.6%
(9)	57	40.4%	139	40.6%	13	24.1%	8	9.2%	217	34.8%
(10)	46	32.6%	51	14.9%	6	11.1%	16	18.4%	119	19.1%
(11)	4	2.8%	2	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	6	1.0%
(12)	3	2.1%	4	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	7	1.1%
(13)	3	2.1%	5	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	8	1.3%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

5. 子どもの文化芸術体験

問6 あなたは、子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか。この中からいくつかもあげてください。

- (1) 学校における公演などの鑑賞体験を充実させる
- (2) 学校における演劇などの創作体験を充実させる
- (3) 音楽、舞踊、華道、茶道、書道などの習い事の機会を充実させる
- (4) ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる
- (5) 音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する
- (6) 地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する
- (7) 歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会を充実させる
- (8) その他（ ）
- (9) 特にない
- (10) わからない

● 調査結果

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	108	76.6%	199	58.2%	46	85.2%	53	60.9%	406	65.1%
(2)	82	58.2%	136	39.8%	27	50.0%	36	41.4%	281	45.0%
(3)	66	46.8%	136	39.8%	18	33.3%	18	20.7%	238	38.1%
(4)	86	61.0%	166	48.5%	35	64.8%	30	34.5%	317	50.8%
(5)	83	58.9%	190	55.6%	34	63.0%	37	42.5%	344	55.1%
(6)	96	68.1%	209	61.1%	25	46.3%	34	39.1%	364	58.3%
(7)	85	60.3%	120	35.1%	11	20.4%	23	26.4%	239	38.3%
(8)	9	6.4%	7	2.0%	1	1.9%	2	2.3%	19	3.0%
(9)	2	1.4%	8	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	10	1.6%
(10)	2	1.4%	3	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.8%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

- (1) 美しさなどへの感性が育まれる
- (2) コミュニケーション能力が高まる
- (3) 他者の気持ちを理解したり思いやったりするようになる
- (4) 学校生活における自信が向上する
- (5) 困難に直面したときの解決力が向上する
- (6) 日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つようになる
- (7) 他国の人々や文化への関心が高まる
- (8) 文化芸術活動を将来続けていくきっかけとなる
- (9) その他（ ）
- (10) 特にない
- (11) わからない

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	93	66.0%	186	54.4%	44	81.5%	40	46.0%	363	58.2%
(2)	91	64.5%	192	56.1%	37	68.5%	30	34.5%	350	56.1%
(3)	84	59.6%	186	54.4%	30	55.6%	35	40.2%	335	53.7%
(4)	51	36.2%	115	33.6%	15	27.8%	8	9.2%	189	30.3%
(5)	51	36.2%	92	26.9%	19	35.2%	6	6.9%	168	26.9%
(6)	113	80.1%	235	68.7%	30	55.6%	53	60.9%	431	69.1%
(7)	79	56.0%	130	38.0%	22	40.7%	39	44.8%	270	43.3%
(8)	76	53.9%	175	51.2%	23	42.6%	28	32.2%	302	48.4%
(9)	5	3.5%	8	2.3%	1	1.9%	1	1.1%	15	2.4%
(10)	2	1.4%	3	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.8%
(11)	0	0.0%	2	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

6. 文化芸術の発信等

問8 あなたは、本県の文化芸術の魅力を国内外に発信するため、積極的に取り組むべき分野はどれがよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- (1) 文学（小説，詩，短歌，俳句，薩摩狂句など）
- (2) 音楽（オペラ，オーケストラ，室内楽，合唱，吹奏楽，ジャズ，ポップス，ロック，歌謡曲など（伝統音楽を除く））
- (3) 日本の伝統音楽（長唄，箏曲，義太夫，和太鼓，島唄，薩摩琵琶など）
- (4) 美術（絵画，版画，彫刻，工芸，陶芸，書，写真など（伝統的工芸品除く））
- (5) 伝統的工芸品（本場大島紬，川辺仏壇，薩摩焼，薩摩切子，薩摩つげ櫛など）
- (6) 演劇（現代演劇，人形劇，ミュージカルなど）
- (7) 舞踊（日本舞踊，バレエ，モダンダンス，コンテンポラリーダンスなど）
- (8) 映画（アニメを除く）
- (9) マンガ，アニメ，コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート）など
- (10) 伝統芸能（雅楽，能楽，文楽，歌舞伎など）
- (11) 芸能（講談，落語，浪曲，漫才など）
- (12) 民俗文化財（田の神，神楽，地域の祭り（おはら祭り・川内大綱引き・弥五郎どん祭り・棒踊り・太鼓踊り・八月踊りなど），年中行事など）
- (13) 来訪神：仮面・仮装の神々（甕島のトシドン，薩摩硫黄島のメンドン，悪石島のボゼ）
- (14) 生活文化（茶道，華道，書道，囲碁など（食文化を除く））
- (15) 食文化（薩摩焼酎，郷土料理など）
- (16) 文化財の保存技術
- (17) その他（）
- (18) 特にない
- (19) わからない

● 調査結果

選択肢	県政モニター		会員		教育関係者		大学生		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1)	45	31.9%	85	24.9%	11	20.4%	10	11.5%	151	24.2%
(2)	49	34.8%	111	32.5%	39	72.2%	22	25.3%	221	35.4%
(3)	74	52.5%	189	55.3%	42	77.8%	35	40.2%	340	54.5%
(4)	56	39.7%	107	31.3%	23	42.6%	21	24.1%	207	33.2%
(5)	110	78.0%	184	53.8%	24	44.4%	50	57.5%	368	59.0%
(6)	19	13.5%	62	18.1%	14	25.9%	8	9.2%	103	16.5%
(7)	25	17.7%	90	26.3%	11	20.4%	5	5.7%	131	21.0%
(8)	24	17.0%	31	9.1%	6	11.1%	5	5.7%	66	10.6%
(9)	27	19.1%	37	10.8%	8	14.8%	22	25.3%	94	15.1%
(10)	33	23.4%	85	24.9%	17	31.5%	9	10.3%	144	23.1%
(11)	20	14.2%	38	11.1%	8	14.8%	8	9.2%	74	11.9%
(12)	96	68.1%	219	64.0%	30	55.6%	38	43.7%	383	61.4%
(13)	57	40.4%	67	19.6%	19	35.2%	18	20.7%	161	25.8%
(14)	42	29.8%	84	24.6%	15	27.8%	12	13.8%	153	24.5%
(15)	105	74.5%	171	50.0%	33	61.1%	56	64.4%	365	58.5%
(16)	35	24.8%	56	16.4%	12	22.2%	10	11.5%	113	18.1%
(17)	2	1.4%	7	2.0%	0	0.0%	1	1.1%	10	1.6%
(18)	1	0.7%	3	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.6%
(19)	3	2.1%	5	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	8	1.3%
計	141	—	342	—	54	—	87	—	624	—

問8-1 では、あなたが、本県の文化芸術の魅力を国内外に発信するため、特に積極的に取り組むべきと考える鹿児島独自の文化芸術がありましたらご記入ください。

また、そう考える理由等があれば、併せてご記入ください。

(1) 分野（ ）

例：薩摩狂句、方言、島唄、郷土料理、薩摩焼、薩摩切子、太鼓踊り など

(2) 理由（ ）

例：地域で取り組んでいる「太鼓踊り」を伝承し、域外に発信することで、地域の活性化はもとより、交流人口の拡大が図られる

● 調査結果

分 野	詳 細
文学	薩摩狂句(22)、いろは唄(2)、俳句(1)、短歌(1)、文芸(1)
音楽(伝統音楽を除く)	音楽(3)、吹奏楽(1)、ジャンベ(1)
日本の伝統音楽	島唄(47)、薩摩琵琶(12)、天吹(4)、三味線(3)、三線(2)、ゴッタン(2)、和太鼓(2)、六調(1)
美術	絵画(4)、陶芸(1)
伝統的工芸品	伝統的工芸品(5)、薩摩切子(45)、薩摩焼(27)、大島紬(5)、薩摩錫器(1)、薩摩ボタン(1)、和紙(1)
舞踊	日本舞踊(2)、バレエ(1)、創作分野(1)
映画	映画(1)
マンガ・アニメ等	マンガ・アニメ(1)
伝統芸能	伝統芸能(6)、郷土芸能(12)、島の伝統芸能(3)、長刀踊り(2)、民俗芸能(2)、詩吟(1)
芸能	芸能(2)
民俗文化財	民俗文化財(3)、太鼓踊り(14)、祭(8)、八月踊り(5)、棒踊り(5)、おはら祭(1)、西俣の八丁杵踊り(1)、与論十五夜踊り(1)、蜘蛛合戦(1)
来訪神	来訪神(4)、トシドン(1)、メンドン(1)
生活文化	生活文化(2)、装道(1)
食文化	食文化(6)、郷土料理(80)、焼酎(9)
その他	方言(65)、歴史(4)、神舞(2)、異分野の融合・コラボレーション(2)、郷中教育(1)、子守歌(1)、昔話(1)、奄美群島における歴史・文化・自然等の特性(1)、離島、桜島ならではの文化芸術(1)、黒潮の民俗文化(1)、美しい海(1)、地域(集落)の文化(1)、薬草(1)、史跡(1)、武家屋敷(1)、鹿屋航空基地(1)、農業(1)、創作分野(1)、吹上浜を日置市の文化の拠点に(1)、全て(2)

●理由（抜粋）

薩摩狂句

- ・ 薩摩狂句はとても面白くユーモアがありとても楽しい。

島唄

- ・ 奄美の歴史，教訓を歌詞の中の方言から学ぶことができる。

薩摩琵琶

- ・ 先日，初めて生演奏を聴き，心に響くすごいものだと感じた。

薩摩切子

- ・ 島津藩が生んだ伝統工芸品であるから。
- ・ 芸術性と創造性が高度匠の技だから。
- ・ 見た目がきれいなので，海外受けしそう。焼酎とセットで売り出せば付加価値も上がるのでは。
- ・ 技術が国内外に知られると同時に，県民にとってもより身近なものになればよい。普段使いできるものなど，県独自の技術が身近なものになれば，文化や地域での暮らしそのものが誇り高きものになるのではないか。

薩摩焼

- ・ 諸外国と肩を並べられる芸術で，産業物としての価値も評価も高い。

太鼓踊り

- ・ 地区ごとに異なった太鼓踊りがあり，非常に貴重であるが，人口減により年々継承が難しくなっている。
- ・ 参加する側は，幅広い年齢層の中でコミュニケーションを取りながら，地域の文化に浸ることができる。見る側も非常に盛り上がる演出であるため，地域活性化も見込める。

郷土料理

- ・ 鹿児島島の郷土料理は，離島もある関係でとても多種多様だと思う。その土地ならではの食材を使った食の魅力を発信すれば，地域の活性化につながる。
- ・ 本県ならではの生産物，特産品を発信して興味を持ってもらい，実際に食べてもらうことにより，交流人口の拡大，継承につながる。
- ・ どんな人でも気軽に楽しめるので，他の文化より親しみやすい。
- ・ 観光にやってくる理由のうち，食が占める割合は高いと思う。

方言

- ・ 県外から本県を訪れていただくために，鹿児島らしさを表現するために欠かせないと思う。
- ・ 言葉は少しずつ標準語になりつつあるが伝えたい方言は残してほしい。
- ・ 鹿児島は地理的に多方面から影響を受けたため，県内でも離島を含め多くの方言がある。
- ・ 額娃町の読み方や方言がテレビで話題になった。額娃町の方言 YouTube も好評だと聞いたことがある。聞き慣れない言葉は，都会の人達の興味をそそるのでは。
- ・ 某公務員予備校の CM が鹿児島の様々な世代に知られているように，独特なイントネーションや方言を利用することで印象づけられる。

問9 そのほか、本県の文化芸術の振興に関して、御意見等があればお聞かせください。

御意見等理由

[]

● 調査結果（抜粋）

- 本県独自の文化芸術は数多く存在する割には県内はもとより県外に知られていないものが意外に多い。そうした文化芸術の存在を県内外に広く知ってもらい、また、その価値を高めてもらうため、あらゆる機会、媒体を使い積極的にPRしてほしい。
- 県独自の（本県にしかない）文化芸術を深掘りすることで観光資源としての魅力が増すと思う。
- 鑑賞するだけでなく、実際に五感で体験しないと文化芸術に触れることの継続性は見込まれない。
- 鹿児島弁を勉強する機会や使う機会を作してほしい。
- 地域により、郷土芸能の継承が困難になってきているのではないか。
- 地域で継承されている文化芸術の記録保存（写真・映像・手記等）に努めてほしい。
- 文化関係の予算を増やす必要がある。
- 次世代へ継承していくためにも、人材育成に係る支援制度の強化が必要。
- 行政の支援がほしい。補助金を増やしてほしい。
- スポーツ施設だけでなく、新たな文化施設の整備も検討してほしい。
- 定期的に文化芸術を披露する発表の場を設けてほしい。
- 県立美術館を設立してほしい。
- 文化施設が多く集まる一帯を歩行者天国にし、無料駐車場を設ける。県文化協会総会でも意見が出た。是非実現を！
- 公共施設の使用料を免除してほしい。
- コロナウイルス対策をしっかりと、文化・芸術を楽しみたいと思う。
- 文化芸術は本当に我々の生活には事欠かせない分野だと思う。また生きる喜びでもある。とても大切にしたい分野。
- 鹿児島ジャズフェスやグレート・サツマニアンなど若い人が音楽に親しむ機会が増えたことがとても嬉しい。身近で年齢問わず興味・関心があるのが音楽だと思うので、音楽をベースに芸術を取り入れるなど、鹿児島ならではの取組を期待する。
- 自分から情報収集をするなど文化芸術に積極的に関わっていきたい。
- 学生と県と一緒にイベントを企画・実行できたら、学生の視点から見た文化芸術を知ることができ、学生側も文化芸術に対してより興味関心を持つようになるのではないか。

<県立文化施設のご案内>

○ 鹿児島県歴史・美術センター黎明館

所在地：鹿児島市城山町7番2号

電話：099-222-5100 HP：<https://www.pref.kagoshima.jp/reimeikan>

○ 霧島国際音楽ホール「みやまコンセール」

所在地：霧島市牧園町高千穂 3311-29

電話：0995-78-8000 HP：<https://miyama-conseru.or.jp>

○ 霧島アートの森

所在地：姶良郡湧水町木場 6340 番地 220

電話：0995-74-5945 HP：<https://open-air-museum.org>

○ 宝山ホール（鹿児島県文化センター）

所在地：鹿児島市山下町5番3号

電話：099-223-4221 HP：<https://www.houzanhall.com>

○ 鹿児島県立博物館

所在地：鹿児島市城山町1番1号

電話：099-223-6050 HP：<https://www.pref.kagoshima.jp/hakubutsukan>

○ 上野原縄文の森

所在地：霧島市国分上野原縄文の森1番1号

電話：0995-48-5701 HP：<https://www.jomon-no-mori.jp>

○ 鹿児島県奄美パーク「田中一村記念美術館」

所在地：奄美市笠利町節田 1834

電話：0997-55-2635 HP：<http://amamipark.com/isson>

<鹿児島県の文化・芸術に関する情報>

HP：<https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/bunka/shinko>

鹿児島県文化芸術推進基本計画

編集・発行

鹿児島県文化スポーツ局 文化振興課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-2534 FAX 099-286-5537

E-mail bunshinka@pref.kagoshima.lg.jp